

教育委員会の点検・評価に関する報告書  
対象年度 平成 25 年度

守口市教育委員会  
平成 26 年 9 月



# 目次

## I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに.....	1
①点検・評価の趣旨	
②点検・評価の対象	
③点検・評価の方法	
④点検・評価の構成	
(2) 守口市教育委員会の組織・構成.....	2
①教育委員名簿	
②教育委員会事務局組織の概要	
(3) 守口市教育委員会の活動状況.....	4
①教育委員会会議の開催状況及び審議案件	
②教育委員の活動状況	
③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信	
(4) 平成 25 年度の教育委員会の取組み.....	8
教育委員会の決算・予算	
平成 25 年度 めざす守口の教育（概要）	

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

### 学校教育の目標

学校間連携による「学び力」の向上と  
地域に根ざした学校園づくり

#### 【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～ .....11

- 学ぶ意欲の向上
- 言語活動の充実と言語力の育成
- 自学自習力の育成
- 支援教育の充実
- 幼児教育の充実

#### 【基本方針2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～ .....25

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 生徒指導の充実
- キャリア教育の充実

#### 【基本方針3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～ .....39

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

#### 【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～ .....47

- 小中一貫教育の推進
- 学校経営の改善
- 教職員の資質向上・研修の充実
- 多様な人材の活用

### 社会教育の目標

文化・スポーツの振興と生涯学ぶことのできる地域社会づくり

#### 【基本方針1】

人と人・人と社会をつなぐ ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～ .....61

- 地域ぐるみの活動の推進
- 家庭の教育力の向上
- 地域社会における人権教育の推進

#### 【基本方針2】

生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～

- 生涯学習の推進
- 文化・芸術の振興 .....71
- スポーツ・レクリエーション活動の推進

# I 教育委員会の点検・評価

## (1) はじめに

### ①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 27 条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

#### 第 27 条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### ②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び推進事項を策定し、より効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成 25 年度の推進事項に掲げた主な施策・事業を点検・評価の対象としました。

### ③点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成 25 年度の事務の管理・執行の状況を 4 段階で評価し、課題分析及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所の説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

#### 【各評価の目安】

◎	推進事項に記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	推進事項に記載された内容がおおむね達成できたもの
△	推進事項に記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	推進事項に記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

## 【学識経験者】

- ・大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授 島 善信 氏
- ・京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授 岩槻 知也 氏

### ④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、それぞれの基本方針ごとに目標・重点項目、推進事項・取り組み概要及び状況・今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、できる限り注釈を付け掲載しました。

また、分野別に学識経験者の意見・助言を記載しています。

## (2) 守口市教育委員会の組織・構成

### ①教育委員名簿（平成 25 年度）

職名	氏名	教育委員 就任日
委員長	渡邊 一郎	平成 25 年 8 月 2 日 就任
委員長職務代理者	槇原 恵理子	平成 24 年 7 月 7 日 就任
委員	江端 源治	平成 24 年 3 月 11 日 就任
委員	橋爪 利明	平成 25 年 9 月 9 日 就任
教育長	首藤 修一	平成 23 年 12 月 20 日 就任

- ・網倉尚武 氏は、任期満了により、平成 25 年 8 月 1 日付けで教育委員長を退任しました。
- ・中出政吉 氏は、任期満了により、平成 25 年 9 月 8 日付けで教育委員長職務代理者を退任しました。

② 教育委員会事務局組織の概要(平成25年4月1日 現在)



### (3) 守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。平成25年度は合計16回開催しました。

- 定例会・・・・・・・・・・・・・・ 12回
- 臨時会・・・・・・・・・・・・・・ 4回

#### ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

	開催日 開催会議	審議案件
平成 25 年	4月23日 定例会	・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案
	5月24日 定例会	・平成25年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市学校設置条例案についての意見 ・守口市附属機関条例の一部を改正する条例案についての意見
	6月6日 臨時会	・八雲東小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・佐太小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・錦小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・下島小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・大久保中学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・庭窪中学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・八雲中学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案 ・第一中学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見案
	6月21日 定例会	・協議及び報告のみで議案なし
	7月23日 定例会	・守口市立学校の通学区域を定める規則案 ・錦中学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結について（報告） ・庭窪小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結について（報告） ・金田小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結について（報告）
	8月6日 臨時会	・協議及び報告のみで議案なし
	8月26日 定例会	・特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市立青少年センターの廃止及び関係条例を廃止する条例案についての意見 ・守口市現代南画美術館条例の廃止及び関係条例を廃止する条例案についての意見 ・守口市生涯学習情報センター条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市教育委員会電気工作物保安規程案 ・平成25年度教育費補正予算案についての意見 ・教育委員会の点検・評価に関する報告書案について
	9月9日 臨時会	・平成25年度教育費補正予算案についての意見



	9月30日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度教育委員会表彰について</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案について</li> </ul>
	10月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について（報告）</li> </ul>
	11月22日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度教育費補正予算案についての意見</li> <li>・機構改革に伴う事務委任について</li> <li>・守口市英語指導助手の就業等に関する規則案</li> <li>・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・守口市現代南画美術館条例施行規則を廃止する規則案</li> <li>・守口市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則案</li> <li>・守口市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案</li> <li>・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案</li> <li>・守口文化センター及び守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての意見</li> <li>・守口市民体育館の指定管理者の指定についての意見</li> <li>・平成26年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について</li> </ul>
	12月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市教育財産の処分の申出について</li> <li>・平成26年度全国学力・学習状況調査への参加について</li> <li>・学童保育の充実を求める請願書</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案について</li> </ul>
平成 26 年	1月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合中学校建設に伴う土地売買契約の締結についての意見案</li> <li>・平成25年度教育費補正予算についての意見案</li> <li>・平成26年度教育に関する予算についての意見案</li> <li>・守口市生涯学習推進会議委員の委嘱について</li> <li>・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について</li> </ul>
	2月19日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市立学校長等任命の内申案</li> <li>・守口市立第二中学校及び第四中学校統合校校舎新築工事請負契約の締結についての意見案</li> </ul>
	2月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度「めざす守口の教育」（案）について</li> <li>・守口市生涯学習推進会議委員の委嘱について</li> <li>・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について</li> </ul>
	3月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案</li> <li>・教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案</li> <li>・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案</li> <li>・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案</li> </ul>

※定例会・臨時会では、上記議案の審議以外に必要に応じ協議会・懇談会を開催し、学校教育・社会教育に関する意見交換の場を持っています。

## ②教育委員の活動状況

出席日	主な出席行事等
4月4日	平成25年度市町村教育委員会委員長、教育長会議
4月5日	市立小学校入学式
4月6日	市立中学校入学式
4月8日	市立幼稚園入園式
4月12日	第五十三回日本南画院展
4月14日	平成25年度守口市市長旗争奪野球大会
4月18日	大阪府都市教育長協議会
4月22日	北河内地区教育長協議会
4月25・26日	近畿都市教育長協議会
4月28日	こども祭り
5月9日	平成25年度北河内地区指導主事懇談会
5月12日	だんじり祭り
5月14日	平成25年度 守口地区保護司総会
5月19日	第7回 守口門真わんぱく相撲大会
5月21日	平成25年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会
6月8日	なかよし運動会
6月11日	PTA協議会 総会
6月13日	大阪府守口保健所運営協議会、守口市青少年問題協議会事業推進委員会
6月26日	体育連盟総会
6月27日	北河内地区教育長協議会、学校保健会
7月2日	教育長意見交換会
7月4日	平成25年度第2回北河内地区教育長協議会・人事協議会
7月5日	大阪府都教育長協議会定例会
7月8・9日	北河内教育長研修会
7月26日	平成25年度大阪府都市教育長協議会夏季研修会
8月22日	平成25年度大阪府都市教育長協議会定例会
8月28日	教育フォーラム
9月15日	市美術展覧会 授賞式
9月20日	近畿市町村教育委員研修大会
9月22日	平成25年度守口市青少年育成団体入団式
9月23日	さんあい広場「とうだ」十周年記念行事
9月27日	守口市婦人団体連合協議会「第37回婦人スポーツ大会」
10月18日	守口市戦没者追悼式
10月19日	読書感想発表会
10月25日	臨時北河内地区教育長協議会

10月30・31日	近畿都市教育長協議会研究協議会
11月1日	教育表彰式 市民一般表彰式 職員表彰式
11月7日	PTA 研究協議会
11月10日	京阪守口市駅前「音頭と民踊の集い」、守口市地区保護司会合同研修会
11月15日	平成25年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会
11月17日	第43回守口少年硬式野球大会
11月23日	守口市スポーツ少年団レクリエーション大会
11月29日	花園守口ふるさと村運営連絡会議
12月1日	守口市こども会駅伝競走大会
12月20日	人権政策懇談会
1月10日	大阪府都市教育長協議会定例会
1月20日	教育長意見交換会
1月27日	第3回北河内地区教育長協議会
1月30日	北河内学校保健研究大会
2月5日	第36回婦人文化祭
2月10日	第4回北河内地区教育長協議会
2月13日	守口保健所地域職連携推進会議
2月14日	市町村教育委員会教育長会議
2月21日	春日小学校閉校式
2月23日	北河内ブロック子ども駅伝大会
3月2日	第37回守口市少年柔道大会
3月6日	滝井小学校閉校式
3月8日	北河内地区PTA協議会
3月14日	市立中学校卒業式
3月18日	市立小学校卒業式
3月20日	市立幼稚園修了式
3月24日	さつき小学校 校章作成者 感謝状贈呈式
3月30日	青少年卒団式演奏会
3月31日	守口市少年少女合唱団 定期演奏会

※上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会へ参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため、学校訪問・視察を随時実施しています。

### ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、平成20年1月に開設した教育委員会ホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

#### (4) 平成 25 年度の教育委員会の取組み

教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標を挙げ、守口の教育を高める努力をしています。

##### 【教育環境の充実】

子どもたちの安全・安心な教育環境を整えるため、守口小学校をはじめ 12 校で、26 棟の耐震工事を実施しました。この結果、学校施設の耐震化率は「39.6%」から平成 25 年度末には「66.7%」の達成率となりました。しかしながら、全国・府下平均からすると未だ低い達成率となっており、耐震化率 100%を目指し、更なる努力をしていきます。

併せて、近年の子ども数の減少などを踏まえ、平成 24 年 3 月に策定しました「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、学級数が 12 クラスに満たない小規模校を対象として、学校統合を進めており、今年度は守口市立第二中学校と第四中学校の統合校について、旧府立守口高等学校跡地で新校舎の建設に着手し、平成 27 年 4 月開校を目指すとともに、滝井小学校・春日小学校(平成 26 年 4 月から「さつき小学校」と第三中学校との施設一体型小中一貫校の建設設計業務等を行い、平成 26 年度からの新校舎建設に向け取り組みを進めてまいります。

##### 【教育内容の充実】

健全な食生活は、健康な心身を育むためには欠かせないものであると同時に、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、より「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること、「食育」を推進することが重要であると考え、平成 24 年 9 月に策定した「守口市中学校給食実施方針」に基づき、デリバリー方式による選択制の中学校給食を、平成 26 年 1 月から梶中学校において先行実施し、残りの中学校においても、計画的に導入していくこととしています。

また、9 年間の子どもの学びを支える体制づくりを目指し、「小中一貫教育を深めよう！」と題し、「守口市教育フォーラム」を開催するとともに、「守口市小中一貫教育推進のてびき～次代を担う子どもたちの健全な育成をめざして～」を作成し、平成 26 年度から「小中一貫教育」の本格的導入に向け取り組むとともに、ICT 教育の運用をより効果的に行うため、教育情報化コーディネーターの配置や学校での読書活動を推進するために、各中学校区に学校図書館司書を配置し、魅力的な学校図書館の充実に努めています。

さらに、社会問題として深刻化しております「いじめ問題」に対しましては、その防止策の一環として、いじめ相談事業を強化し、いじめの無い学校で学ぶことができるよう努めています。

##### 【社会教育の充実】

市民の自発的な生涯学習活動に対する継続的な支援の取り組みとして、「生涯学習援助基金活動助成事業」の実施や、守口市子ども読書活動推進計画に基づき、保育所や児童クラブ等で「おはなし会」の開催など、子どもたちが本にふれあう場を提供し、家庭内における読書の普及・啓発に努めています。

また、市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財や歴史講座の開催、さらには文化財の魅力に触れる機会を増やすことを目的に「文化財マップ」や「ぶらり歩きマップ」の作成・配付のほか、市内の主要な文化財に説明板を設置するなどの情報発信にも努めています。

スポーツ・レクリエーション活動においては、生涯スポーツの促進を目的として、指導者育成講座の開催や、高齢者や障がい者(児)にスポーツ大会への参加を促してまいりました。

教育委員会においては、教育委員が積極的に学校訪問等を行い、守口市の教育の現状と課題を把握し、今後の教育行政の更なる向上に繋げていくこととしております。

## 教育委員会の決算・予算

一般会計における過去5年間の決算・予算の総額と教育費の割合の推移

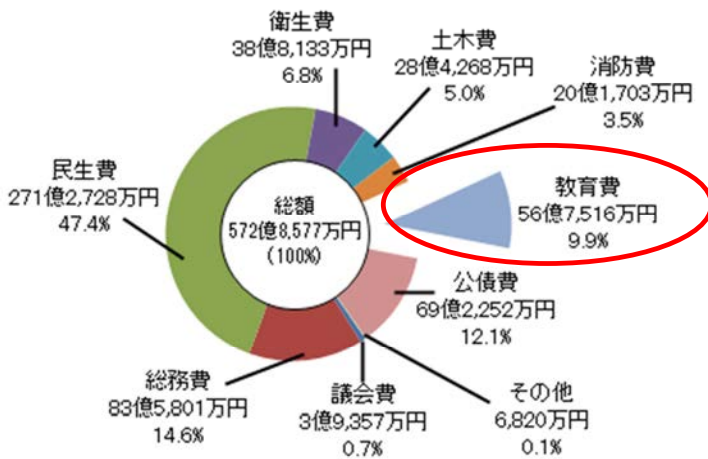
(平成21年度～平成24年度は決算額、平成25年度は予算額)

	平成21年度(決算)	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(予算)※1
教育費	49億2,111万円	46億1,556万円	54億4,819万円	56億7,516万円	80億3,597万円
教育費以外※2	479億8,003万円	494億7,458万円	469億2,028万円	516億1,061万円	502億3,423万円
総額	529億144万円	540億9,014万円	523億6,847万円	572億8,577万円	582億7,020万円

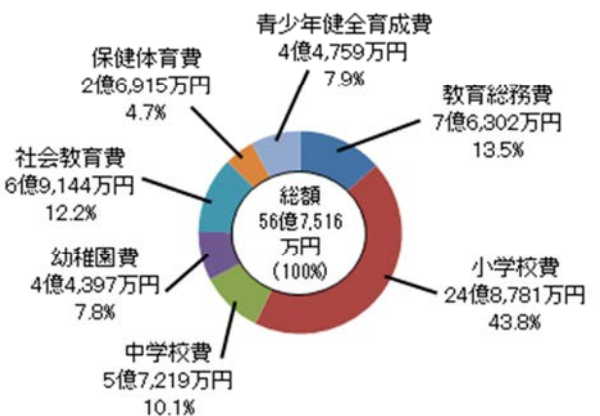
※1 平成25年度は補正後の予算額

※2 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

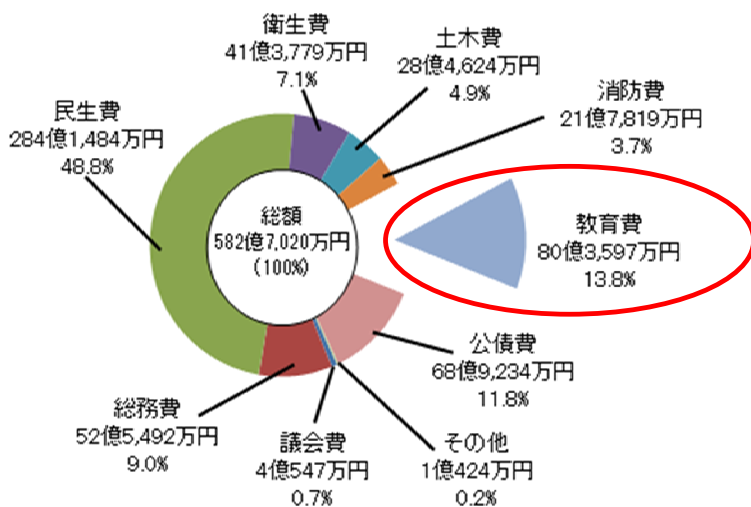
平成24年度一般会計決算の目的別内訳



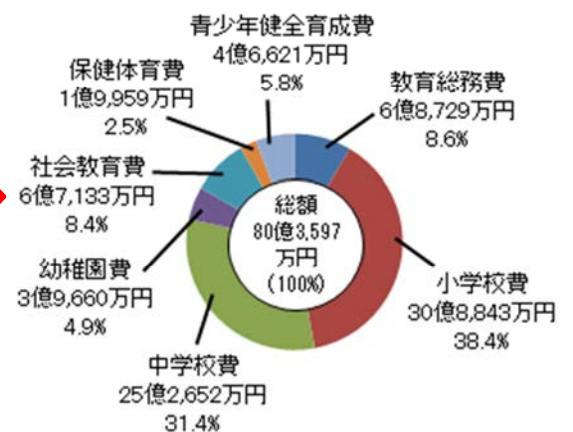
平成24年度教育費決算の目的別内訳



平成25年度一般会計予算の目的別内訳



平成25年度教育費予算の目的別内訳



概要版

# めざす守口の教育

教育理念

郷土を誇りに思い 夢と志をもって  
国際化社会で主体的に行動する人の育成

学校教育の目標

社会教育の目標

学校間連携による  
『学び力』の向上と  
地域に根ざした学校園づくり

生涯学習への支援と  
継続して子どもにかかわる  
地域社会づくり

基本方針 1

学力を伸ばす

重点項目

- 1 学ぶ意欲の向上
- 2 言語活動の充実  
と言語力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 幼児教育の充実

基本方針 2

心を育てる

重点項目

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育  
の充実

基本方針 1

人と人・人と社会をつなぐ

重点項目

- 1 地域ぐるみの活動  
の推進
- 2 家庭の教育力の向上
- 3 地域社会における  
人権教育の推進

基本方針 3

命を守る

重点項目

- 10 健康・体力づくり  
の充実
- 11 安全・安心な環境  
づくりの推進

基本方針 4

学校力を高める

重点項目

- 12 小中一貫教育  
の推進
- 13 学校経営の改善
- 14 教職員の資質向上  
・研修の充実
- 15 多様な人材の活用

基本方針 2

生涯学べる社会をつくる

重点項目

- 4 生涯学習の推進
- 5 文化・芸術の振興
- 6 スポーツ・レクリエーション活動  
の推進

## II 教育委員会の点検・評価の結果について

### 学校教育の目標

学校間連携による「学び力」の向上と  
地域に根ざした学校園づくり

<p><b>学校教育 基本方針 1</b></p>	<p><b>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</b></p>
<p><b>方針目標</b></p>	<p>小・中学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成をすすめます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。</p>
<p><b>重点項目</b></p>	<p>1. 学ぶ意欲の向上 ..... 12</p> <p>2. 言語活動の充実と言語力の育成 ..... 16</p> <p>3. 自学自習力の向上 ..... 18</p> <p>4. 支援教育の充実 ..... 20</p> <p>5. 幼児教育の充実 ..... 22</p>



重点項目 1	担当課
1. 学ぶ意欲の向上	教育・人権指導課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>1. 授業・指導方法の工夫・改善</b> 【評価：○】</p> <p>R-PDCAサイクル(※1)による「学力向上プラン(※2)」を作成し「確かな学力(※3)」の定着に向け、各学校では、学力向上推進教員(※4)を中心に授業の工夫・改善をすすめる。</p>	
<p><b>2. 学習規律の確立・育成</b>(※5) 【評価：○】</p> <p>学習意欲の向上と学習への興味・関心の育成を図り、学習の基本的なルールを身につけ授業の質的な向上を図るため、子どもの学習規律の育成をすすめる。</p>	
<p><b>3. 校内研修の改善と充実</b> 【評価：◎】</p> <p>研究テーマに沿った校内授業研究・研究討議会を行い、日々の授業が「子ども主体の授業」になるよう授業改善に取り組む。その際、守口版「授業評価シート」を活用する。</p>	
<p><b>4. 「子どもが主体の授業づくり(※6)」の推進</b> 【評価：△】</p> <p>授業の中では「学習課題」を示し、「子どもがじっくりと考える時間」「考えを共有する時間」「自分の言葉でふり返りをする時間」等、子どもが主体となって活動する時間を適切に設定する。</p>	
<p><b>5. 指導と評価の一体化</b> 【評価：○】</p> <p>日々の授業の中で児童・生徒の学習状況を適切に評価し、指導の改善に生かす。その際、評価規準及び評価方法を適切に設定し、観点ごとの評価をバランスよく実施する。また、学習の達成状況や成長の様子が、十分に伝わるよう通知表の工夫・改善を図る。</p>	
<p><b>6. 授業のユニバーサルデザイン(※7)化の推進</b> 【評価：△】</p> <p>教室・学習環境の整備や学習の見通しがもてる授業構成の工夫を行い、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもにとって「分かる・できる」授業づくりに努める。</p>	
<p><b>7. 少人数・習熟度別指導(※8)の充実</b> 【評価：○】</p> <p>児童・生徒の学習達成度を把握し、単元・教科内容や学習内容の習熟の程度に応じた指導をすすめる。また、補充的な学習、発展的な学習などの指導方法の工夫・改善を図る。</p>	
<p><b>8. 総合的な学習の時間の改善</b> 【評価：○】</p> <p>総合的な学習の時間においては、各教科等との関連を図りながら、探求的な学習(※9)を核とした年間計画・実施計画を作成し、学習した内容を活用できる能力をつける。</p>	



## 9. ICT教育の推進 【評価：○】

ICT機器（※10）や校内ネットワーク環境（※11）を効果的に活用し、児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりをすすめる。また、各教科等で、児童・生徒に積極的にICT機器を活用させ、情報活用能力を育成する。

### 評価の根拠

#### ◎の根拠について

- |   |  |
|---|--|
| 3 | 守口市校内支援事業に11校、大阪府授業改善校内ワーキングに15校が参加し、校内研修担当者の育成を図った。各校では、学力向上担当教員、研修部を中心として、研究授業までの取組みを学校全体で行い、普段の授業改善がすすんでいる。その際、指導主事による、校内授業研究会の持ち方の全体会、授業案の検討、事前授業および検討会、研究授業当日の討議会の持ち方の検討、振り返りなどの支援も行った。 |
|---|--|

#### ○の根拠について

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 全小・中学校において学力向上プランを策定しており、学力傾向や課題の全教職員での共有はできているが、指導方法の工夫・改善についてはよりすすめていく必要がある。  |
| 2 | 児童・生徒の実態に応じて落ち着いた授業を進めるための学習規律に取り組まれているが、今後は発表の仕方など授業の質を高めるための授業規律の育成に向けた取組みが必要である。   |
| 5 | 全小中学校において目標に準拠した評価が実施されているが、学校として、どのような評価情報を用いているかなどの評価方法等を確立していく必要がある。   |
| 7 | 小学校算数、中学校英語の習熟度別指導の定着がすすんでいるが、中学校数学においても研究をすすめて定着を図る必要がある。  |
| 8 | 全小・中学校において、全体計画及び年間指導計画が作成し実施しているが、育みたい力を明確にし学習内容の充実を図る必要がある。   |
| 9 | 小学校、全学年の普通教室、および、中学校の1年生の教室に、電子黒板または、大型デジタルTVとそれを電子黒板化するためのユニット、PC、書画カメラを配備（電子黒板141台、デジタルTV260台）。教室のLANにより、サーバーでのファイル共有、インターネットへの接続もできる。校務用PCも全教職員に配備している。これらにより、教職員において日常で活用がなされている。しかし、子どもが活用し、情報活用能力を高める取組みを、さらにすすめる必要がある。 |

## △の根拠について

- |   |   |
|---|---|
| 4 | 研究授業では、校内研究支援事業参加校の研究授業(31回)や、初任者研究授業(40回)などからもわかるように、学習課題の提示・見通しを持たせるための工夫、ペア学習やグループ学習を活動、学習の振り返りをさせる、など、「子ども主体の授業」の実践が多くなってきている。その成果を踏まえ、普段の授業でも「教師主導、知識注入型の授業」からの改善が行われつつあるが、さらにすすめていく必要がある。 |
| 6 | 授業のユニバーサルデザイン化においては、教室・学習環境整備は行っているが、学習の見通しがもてる授業構成の工夫について取り組む必要がある。  |

## 今後の方向性

- 全小・中学校においてR-PDCAサイクルによる「学力向上プラン」を作成し、継続的な検証・改善を行いながら、児童・生徒の実態に応じた取組みをすすめる。
- 学習規律の確立及び育成を図り、主体的に学習に取り組む児童・生徒の育成に努める。
- 校内会議を機能させ、学力向上の取組みの進捗管理を行い、授業と授業外の取組みの関連を図りながら取組みをすすめる。
- 中学校区合同授業研究会(※12)を開催し、義務教育9年間を見通した学びの連続性を研究する。
- 指導と評価の一体化を図るため、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みをすすめる。
- 少人数・習熟度別指導の工夫・改善に努め、個に応じた指導の充実を図る。
- 「授業のユニバーサルデザイン」化の研究を進め、すべての児童・生徒が分かる・できる授業づくりに努める。
- 学習においてICT機器を効果的に活用し、児童・生徒の学習意欲の向上に努めていくとともに、出前授業等により児童・生徒の情報活用能力の育成に努める。



学校におけるICT機器の活用例

## 図表及び注釈

### 9. ICT教育の推進についての参考図表

教員の活用状況	平成 25 年度 56.6%	平成 24 年度 48.6%	平成 23 年度 42.9%
---------	----------------	----------------	----------------

※ほぼ毎日活用している教員の割合が増加している。

子どもの活用状況	1 学期 51.3%	2 学期 60.6%
----------	------------	------------

教育情報化研究フォーラム参加者数	109 人
------------------	-------

※1 「R-PDCAサイクル」：Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。

※2 「学力向上プラン」：学力調査等の結果をふまえ、学力向上のため各学校が、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて取り組む内容（学習意欲の向上・言語力の育成・自学自習力）を示したプランを平成 24 年 2 月に策定したもの。

※3 「確かな学力」：基礎的・基本的な知識技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力。

※4 「学力向上推進教員」：学力向上へ向けた取組みで、中心的な役割を担う教員として各小中学校で 1 名位置づけている。

※5 「学習規律の確立・育成」：「授業前に学習用具の準備を机の上に」など、きまりを守ることだけでなく、「話し方」「聞き方」など、意欲をもって授業に参加する学習態度を子どもの内面に育むこと。

※6 「子供が主体の授業づくり」：教員の指導が子どもの学ぶ意欲を高め、子どもが主体的に学ぶ姿勢をつくる。

※7 「授業のユニバーサルデザイン」：学習理解の違いや発達障がいの有無にかかわらず、授業に参加する全員の子どもたちが楽しく「わかる・できる」ように工夫・配慮された通常学級における授業デザイン。

※8 「少人数・習熟度別指導」：主に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、教科等の特性に応じ、児童生徒の学習の習熟の程度に応じて少人数による学習集団を編成し、組織的・計画的に指導を行うもの。

※9 「探究的な学習」：疑問や課題を解決するために、既習の知識・技能をもとに、情報を集め、考え、表現する等の活動により、その課題等を解決していくような自律的な学習。このことにより、新たな知識・技能の習得とともに活用する能力、さらなる学習への意欲などが育まれる。

※10 「ICT機器」：情報通信機器のことで、Information and Communication Technology の略。具体的には、電子黒板・タブレットパソコン等。

※11 「校内ネットワーク環境」：学校内のコンピューターをネットワークで接続したシステムのこと。学校内で、教員が指導案や教材などを共有したり、子どもたちの学習成果を保存、発表したり交流したりすることが可能。

※12 「中学校区合同授業研究会」：中学校区の小中学校の教職員が集まり、授業を参観し、授業についての研究討議等を合同で行う授業研究会。

重点項目 2	担当課
2. 言語活動の充実と言語力の育成	教育・人権指導課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
10. 日常的な学校図書館 (※13) の活用 【評価：○】	
<p>児童会・生徒会における図書委員会活動や学校図書館司書、学校支援地域本部 (※14) 等の協力のもと、蔵書の整理や休み時間・放課後の開放等を行い、児童・生徒が読書に親しみ本が好きになるよう魅力的な学校図書館の充実を図る。また、学習活動において知識・情報の宝庫である図書館の一層の活用を図る。</p>	
11. 「読む力」の育成 【評価：○】	
<p>文章の内容を的確に押さえて要旨をとらえたり、自分の考えを明確にしながら読みとることができるよう、すべての教科で「読む力」を育てる。また、読書感想文コンクール (※15) や発表会を開催するなど言語力の育成を図る。</p>	
12. 「書く力」の育成 【評価：○】	
<p>自分の考えを筋道だてて記述したり、説明したりするなど、学習したことを自分の言葉で的確に表現できるようすべての教科等で書く活動を行い、文章表現力を育てる。</p>	
13. 「伝え合う力」の育成 【評価：○】	
<p>授業等において、さまざまな発表の機会を設定し、わかりやすく筋道だてて話したり、しっかり聞くなどの「伝え合う力」を育て、論理的な思考力や判断力、表現力を育てる。</p>	
14. 英語教育の充実 【評価：○】	
<p>小学校では、聞く・話すを中心に英語に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。中学校では、自分の考えや意見を正しく伝えられる生徒を育成する。また、小・中学校の円滑な接続のため、中学校区における連携を深める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
10	全中学校区に1名の学校司書を配置したことにより学校図書館の活性化につながり、小中高連携ビブリオバトル(※16)、本の帯コンクール、おすすめ本紹介コーナーの設置などの取り組みがすすんだ。
11	全国学力調査のアンケートで、小学校 70.4%(前年度比較で 1.3%減)、中学校 59.1%(前年度比較で 7.1%減)となり子どもが、意識を持って読む活動に取り組んでいる結果が得られた。また、全児童生徒に「読書感想文を書こう」リーフレットを配布し、読書意欲の向上を図った。

12	全国学力調査のアンケートで、小学校 67.7% (前年度比較で 3.7% 減)、中学校 66.8% (前年度比較で 3.6% 減) の子どもが、意識を持って書く活動に取り組んでいる結果が表れている。また、各学校では言語力の充実をテーマに授業研究に取り組んでいる。
13	小・中学校の研究授業では子ども主体の授業づくりへの理解が深まり、ペア学習、班学習、全体での発表など、伝え合う活動の設定が定着しており、日頃の授業での言語活動の充実がすすんだ。
14	小学校英語支援員(市費)を配置し、指導案作成や授業での支援を行うことで英語を使い、積極的にコミュニケーションを取ろうとする態度の育成が図られた。また、外国語活動・英語科教員を中心に小中連携会議を2回開催し、指導方法の整理や工夫について情報交換を行い今後の指導の充実に活かした。

### 今後の方向性

- すべての教科等で「書く」「伝え合う」活動を設定し、児童・生徒の言語力育成を図る。
- 学校図書館司書・学校支援ボランティアを活用し、学校図書館の環境整備、児童・生徒における図書委員会活動の活性化、休み時間・放課後の学校図書館の開放など、児童・生徒の読書習慣の向上を図る。
- AET (※17) や外国語活動支援員等を活用し、英語教育における児童・生徒のコミュニケーション活動を充実させる。

### 図表及び注釈

11. 「読む力」の育成についての参考図表

(単位：%)

読書感想文コンクール応募数 [全校]	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小学校	48.7	52.0	49.6
中学校	56.6	58.9	59.6

※13 「学校図書館」：学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）の第 2 条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目標として設けられる学校の設備。

※14 「学校支援地域本部」：地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築。地域の教育力向上を図る取組みとして平成 20 年度から実施。

※15 「読書感想文コンクール」：平成 24 年度出品数 小学校：3,672 点 中学校：2,336 点 総数 6,008 点。  
平成 23 年度出品数 小学校：3,595 点 中学校：2,253 点 総数 5,848 点

※16 「ビブリオバトル」：京都大学から広まった輪読会・読書会、または勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれている。

※17 「AET」：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

重点項目 3	担当課
3. 自学自習力の育成	教育・人権指導課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>15. 生活・学習習慣の向上</b> 【評価：○】</p> <p>宿題や「自主学習ノート（※18）」など家庭学習課題の工夫を図り、家庭の協力を得ながら、家庭学習を定着させる。その際、「大阪府学習指導ツール（※19）」や「夢をかなえるツール集（※20）」「家庭で伸ばそう『学び力』（※21）」等を活用する。加えて、「早寝・早起き・朝ごはん」など規則正しい生活習慣の確立を家庭に働きかける。</p> <p><b>16. 家庭読書の習慣化</b> 【評価：△】</p> <p>「読書カード」及び「もりぐちっ子応援プランカード（※22）」を活用し、家庭での読書習慣の確立のため読書時間を増やすように子どもや保護者に働きかける。</p> <p><b>17. 放課後学習教室（※23）の充実</b> 【評価：○】</p> <p>自学自習力を育成し、学習意欲の向上を図るため、大学生や地域人材等の効果的な活用やコンピュータ教室を活用した学習支援サポーター事業（※24）を中心とする放課後学習を充実させる。その際、予習・復習時間の確保やつまづきの解消、基礎的・基本的な知識・技術の確実な習得を図る。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
15	全国学力・学習状況調査において、特に中学校での家庭学習状況の改善が見られている。家庭学習に向けた取組みが、学校全体ではなく、学年毎などの取組みになっている状況がある。
17	全国学力調査のアンケート結果「家庭での復習」については、全くしない児童が前年度比 2.8%減少、中学校でも 3.5%の減少であることから、家庭学習の定着がすすんでいると見られるが、確かな学力へとつながるよう一層の改善を図る必要がある。
△の根拠について	
16	「読書カード」、「守口っ子応援プランカード」の配布はなされているものの、全国学力・学習状況調査のアンケート結果では、「家や図書館での読書時間」で全くしない子どもの割合が小中学校ともに、5%増加しており、実際に活用しているよい事例などを発信し、活用促進をしていく必要がある。

## 今後の方向性

- 「家庭学習リーフレット（市教育委員会発行）」等を活用しながら、児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習課題を工夫し、児童・生徒の家庭学習状況の改善に努める。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」の奨励に努め、家庭・地域と連携しながら、児童・生徒の生活習慣の改善に努める。
- 「読書カード」や「もりぐちっ子応援プラン」等を活用するとともに、学習支援サポーターや地域ボランティア等による放課後学習教室を実施し、児童・生徒の自学自習力の育成に努める。

## 図表及び注釈

### 15. 生活・学習習慣の向上についての参考図表

全国学力・学習状況調査 アンケート結果（抜粋）※〔 〕内は平成 24 年度比		
	小学校	中学校
毎日宿題をする	94.7% [0.3%増]	81.8% [1.7%増]
自分で計画する	48.9% [0.7%減]	41.5% [3.9%増]
まったくしない	7.8% [0.5%減]	11.2% [1.0%減]

※18「自主学习ノート」：児童・生徒が自ら計画し、主体的に学習に取り組むための家庭学習用ノート。

※19「大阪府学習指導ツール」。大阪府教育委員会の開発した学習用教材。大阪府教育センターのホームページからダウンロードできる。

※20「夢をかなえるツール集」：平成 23 年 1 月、本市教育委員会発行の児童生徒向け、生活習慣・家庭学習用リーフレット。

※21「家庭で伸ばそう『学び力』」：平成 21 年 12 月作成の家庭学習リーフレット。家庭学習の充実をめざして、全児童生徒の保護者へ配布。

※22「もりぐちっ子応援プランカード」：子どもたちの家庭学習習慣や生活習慣を確立するために、児童生徒に配布しているカード。

※23「放課後学習教室」：学習習慣の確立・定着に向け、放課後に教室などで、児童生徒が宿題や学習プリントなどに取り組めるよう、学習支援活動を行うこと。

※24「学習支援サポーター事業」：児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、守口市立小・中学校に対し、放課後学習教室や授業などで学習支援を行う学習支援サポーターを派遣する事業。平成 24 年度は、小中学校へ 91 名の学習支援サポーターを派遣した。

重点項目 4	担当課
4. 支援教育の充実	教育・人権指導課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>18. 個別の教育支援計画 (※25) の活用 【評価：○】</b>  就学前から就労まで継続した支援が行えるよう、保護者の参画をもとに「個別の教育支援計画」を作成し、活用する。その際、幼・保・学校間及び福祉・保健・医療機関等との連携に努めるとともに、日常的な相談・支援体制の充実を図る。</p> <p><b>19. 個別の指導計画 (※26) の活用 【評価：○】</b>  定期的で開催する校内委員会やケース会議 (※27) 等により、支援を要する子どもの実態を把握し、適切・効果的な指導内容・方法を示した「個別の指導計画」等を作成する。それに基づき、支援学級・通常の学級において全教職員の共通理解のもと適切に指導する。</p> <p><b>20. 校内体制の充実 【評価：○】</b>  支援を要する子どもについては、支援教育コーディネーター (※28) を校内委員会の中心に位置づけ、全校体制で指導にあたる。また、市のリーディングスタッフ等による巡回相談 (※29) や特別支援教育支援員 (※30) を活用して、一人ひとりのニーズに応じた支援に努める。</p> <p><b>21. 研修の充実 【評価：○】</b>  支援を要する子どもに適切な指導ができるよう、「気づきが支援のスタート (※31)」を活用して、校内研修を計画的に実施するなど、全教職員の理解・啓発に努める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
18	「個別の教育支援計画」は、すべての支援学級在籍児童生徒に就学時に保護者からの就学指導資料をもとに懇談会等で活用し、保護者の参加意識を促すことができている。
19	個別の指導計画については、支援学級だけでなく通常の学級に在籍する児童生徒への作成がすすんだ。また、校内委員会を定期的で開催し、支援内容の検討時に活用している。
20	巡回相談の活用が定着しつつあり、支援内容の充実を図ることができた。教職員の支援教育への意識が向上し、支援教育コーディネーターを中心としたきめ細かな学校体制で子どもへの支援を行えた。(平成 25 年度 31 回の巡回相談の活用)
21	各校では、大学教授等を講師とした子ども理解や、指導方法等についての研修を計画的に実施した。さらに「気づきが支援のスタート」を活用し、全教職員の理解等に努めた。(活用校は 27 校中 19 校)



## 今後の方向性

- 支援学級のみならず通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しても、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用をすすめ、個人に応じた指導・支援の充実に努める。
- 支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立及びリーディングスタッフ等による巡回相談を活用し、全教職員によって適切な指導と支援が行える体制づくりに努める。
- 配慮を要する児童・生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、特別支援教育支援員やスクールヘルパー（※32）の活用をすすめる。
- 「気づきが支援のスタート」等を活用した校内研修を計画的に実施し、支援学級及び通常の学級において、障がい種別に応じた指導方法の研究に努める。

## 図表及び注釈

※25「個別の教育支援計画」：保護者との連携のもとに学校が中心になって策定し、教育の視点に立って乳幼児期から学校卒業まで、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として立てる支援計画。

※26「個別の指導計画」：各学校で、特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人ひとりに、具体的にどのように支援していくかを検討し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導計画。

※27「ケース会議」：学校及び関係機関等が、対応を必要とする子どもの支援方策等を協議・検討する会議。

※28「支援教育コーディネーター」：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家などとの連携・調整等を行う教員。

※29「巡回相談」：指導主事やリーディングスタッフ（研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員）、大学教授等により、学校からの依頼に応じ、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、具体的に管理職や担任又は保護者への相談及び助言を行う。平成24年度は、小中学校にスタッフ7名で55回の巡回相談を行った。

※30「特別支援教育支援員」：守口市立小・中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒に、学校生活上の介助や学習支援等を行う者。各小中学校1名に配置し、一日4時間の支援活動を行う。

※31「気づきが支援のスタート」：平成21年3月に市教委が中心となり作成した、支援教育冊子。支援を要する子どもが安心できる環境づくりと声かけの工夫や連携の方法等を掲載。

※32「スクールヘルパー」：守口市立小・中学校に在籍する単独で行動することが困難な児童生徒に、学校行事等において付き添いを行う者。

重点項目 5	担当課
5. 幼児教育の充実	教育・人権指導課 教育総務課 教育施策推進課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>22. 保育の充実</b> 【評価：○】 幼稚園教育要領に沿い、保育の充実を図り幼児の心身の健やかな成長を増進させる。特に、集団生活を通して身近な人との帰属意識と信頼感を深め、規範意識の芽生えをうながす。</p> <p><b>23. 幼・小・中の連携</b> 【評価：○】 義務教育との円滑な接続を図るため、幼児と児童・生徒の交流の機会を増やす。特に中学校区内での教員間の意見交換や合同研修会などを実施し連携を図る。</p> <p><b>24. 子育て支援の充実</b> 【評価：△】 幼稚園が家庭や地域に一層開かれた場所となるよう未就園児との交流、子育て相談、乳幼児絵本とのふれあい事業（※33）、園庭開放促進事業（※34）等を活用し、地域に根ざした子育て支援の充実を図る。</p> <p><b>25. 研修の充実</b> 【評価：○】 研修等を通し、教職経験年数の少ない教員の指導力向上を図るとともに、協同的な学びなど集団活動の充実に努める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
22 23	園児の小学校体験や中学校生徒の職場体験等の交流が定着している。幼稚園と小中学校の相互訪問が活発に行われているが、交流の意義やねらいを明確にして取り組む必要がある。平成25年度の幼稚園ウィーク in もりぐち（※35）は、全園で153組の親子が参加され、在園児と未就園児の交流を行うことができた。
25	園長研修(3回)教諭研修(4回)に加え、人間関係づくりや障がい児理解をテーマにした園内研修を実施し、活発な意見交流を行いながら日々の指導力の向上を図った。
△の根拠について	
24	平成25年度においては、園庭開放事業の回数及び参加人数は減少したものの、人形劇や親子でリズム遊びなど、従来の方法ではない交流事業を行い、新たな交流の機会を提供した園もあるなど、園庭開放以外の新たな取組みを図った。また、園庭開放事業と連動して行っている園が多い乳幼児絵本とのふれあい事業に関しても、当該事業の開催数は減少し、参加者数・貸出冊数も減少したものの、新たな方法による子育て支援の充実に努めている。

## 今後の方向性

- 中学校区内での幼・小・中学校の連携を深め、一貫した教育の推進に努める。
- 園庭開放をはじめとした未就園児との交流事業については、各園の特色を活かした取組みをすすめるとともに、子育て相談を行うことで、地域における子育て支援の充実に努める。
- 園内研修会の開催及び園外研修会への参加により、教職員の資質向上を図る。

## 図表及び注釈

### 24. 子育て支援の充実にについての参考図表

未就園児との交流・園庭開放	実施数(回)	参加人数(人)
平成 25 年度	78	1,519
平成 24 年度	94	1,816
平成 23 年度	76	1,335

乳幼児絵本とのふれあい事業	実施数(回)	参加人数(人)	貸出冊数(冊)
平成 25 年度	238	4,133	2,701
平成 24 年度	478	5,590	3,558
平成 23 年度	316	2,105	2,128

※33 「乳幼児絵本とのふれあい事業」：就園前の乳幼児・園児に対して、絵本の貸出・読み聞かせを実施するための絵本や本棚の整備事業。(平成 22 年度より公立と私立の一部で実施)

※34 「園庭開放促進事業」：就学前の子ども及び保護者を対象に、園庭を開放し、集団での遊びや子育て相談を行う園庭開放を充実させるための遊具の整備事業。

※35 「幼稚園ウィーク in もりぐち」：就園前の園児と保護者を対象としたイベントで、手遊びやリズム遊び等をしたり、幼稚園児の体操や踊りを見たりするもの。平成 25 年度から各幼稚園で開催。

## 《学校教育分野 基本方針 1 に係る学識経験者の意見・助言》

◇学ぶということ、学力を伸ばすということは学校教育の中心の課題である。学力は知的能力という意味だけでなく、人間的な力・社会性なども含むものであるので、単に知識理解だけでなく、身につけた知識をどのように活用するか、社会に出たときにそれを使って様々なことを行える問題解決能力を育てる必要がある。こうしたことを踏まえ、まずは基礎を理解するべく、教科の授業を子どもにとってどれだけ分かりやすいものにしていくのが重要となってくる。

◇これからの「質の高い授業」について、二つのポイントを指摘しておく。

①構造化：授業を受けている児童生徒の思考の深まる筋道に沿った授業展開を行うことがこれから重要となる。最初の問題提起から課題意識を持たせ、既存の知識を使って分かるためのヒントを考える。そして、じっくりと一人で考える。その後、それぞれの考え方や結論をみんなで交流し、考えを広げることで深く分かる。このような授業の流れを組み立てることを構造化といいこれからの授業の方向である。

②双方向型（interactive）：教え込み型から学び取り型への授業の転換が求められている。教員と児童生徒、児童生徒どうしが一緒に参加するような参加型の授業のことで、従来の、教師による説明中心の授業ではなく、教員と児童生徒との会話や対話を通じて、学習意欲や内発的な思考力を高める、対話型の授業がこれからの方向である。

◇守口では授業の構造化は一定進んでいるが、子どもが本当に良かったなど思える授業にできているかを点検・評価し、次のステップに向けて深めてもらいたい。そのために授業規律をしっかりとするとともに、特に、中学校の授業研究をすすめ、読む・書く・聞くという言語活動を多面的に実行してもらいたい。

また、充実したICT教育環境を活かし、存分に使いこなしていただきたい。

◇「授業改善」に向けた多様な取り組みが展開されてきたことは評価できるが、「評価の根拠」をより明確化するために、その具体的な成果（児童・生徒や教員に生じた変化等）に関してもう少し記述するべきである。

◇「子どもが主体の授業づくり」や「授業のユニバーサルデザイン化」の推進が課題とされている点は重要であるが、それらを実現させるための具体的な方法についての研究や研修がどの程度行われているのか、今一つ見えてこない。

◇学校図書館の運営における学校司書の役割はきわめて重要であり、全中学校区に1名が配置されたことは大きな成果だと考えられるが、「家庭読書の習慣化」の鍵を握るのも学校図書館の取り組みであることを考えると、より充実した読書環境を整備するために、全小・中学校に配置されることが望ましい。

<p style="text-align: center;"><b>学校教育 基本方針 2</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>方針目標</b></p>	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>重点項目</b></p>	<p><b>6. 人権教育の充実</b> ..... 26</p> <p><b>7. 道徳教育の充実</b> ..... 30</p> <p><b>8. 生徒指導の充実</b> ..... 32</p> <p><b>9. キャリア教育の充実</b> ..... 36</p>

重点項目 6	担当課
6. 人権教育の充実	教育・人権指導課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>26. 人権教育の推進</b> 【評価：○】</p> <p>子どもたちの人権感覚等の実態把握に努め、「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」(※36)に基づき、子どものエンパワメント(※37)の育成を含む集団づくりや同和教育、在日外国人教育をはじめとするさまざまな人権教育の指導計画(※38)を作成し総合的に推進する。</p> <p><b>27. 指導方法の改善</b> 【評価：○】</p> <p>子どもが主体的に、また他の子どもとともに協力して活動や体験する機会をもつ。その際、「協力」「参加」「体験」を中核とした学習形態や効果的な教材の選定・開発を行い、指導方法の改善に努める。</p> <p><b>28. 在日外国人教育の推進</b> 【評価：○】</p> <p>「在日外国人教育に関する指導の方針(※39)」の趣旨をふまえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を推進する。また、在日外国人児童・生徒が自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境を醸成する。</p> <p><b>29. セクシュアル・ハラスメントの防止</b> 【評価：○】</p> <p>セクシュアル・ハラスメント防止のため研修を行い、学校全体で未然防止に努めるとともに校内の相談機能をさらに高める。加えて、本市教育センター等の相談窓口を活用する。</p> <p><b>30. 児童虐待への対応</b> 【評価：○】</p> <p>子どもへの虐待の未然防止・早期発見に努め、関係諸機関との連携を密に図り、法に基づいた対応(※40)を行う。</p> <p><b>31. 人権侵害事象への対応</b> 【評価：○】</p> <p>教職員をはじめ、学校全体の人権感覚を高め、差別発言や落書き、体罰等の人権侵害の防止に取り組む。万が一事象が生起したときには、まず被害にあった子どもの保護・ケアに努め、教育委員会と学校園が速やかに連携を図り、機を逸することなく必要な措置を講じその解決にむけて取り組む。</p>	

## 評価の根拠

### ○の根拠について

- |    |   |
|----|---|
| 26 | 全小・中学校において、人権教育の指導計画を作成し、知識だけでなく実践力の育成を目指して取組みをすすめた。  |
| 27 | 夏期休業中に人権教育講座として3回の研修を開催したため、小中学校教職員 111 名(33 名の増)の参加があった。内容についても経験の浅い教職員を対象に集団づくりの基礎研修を中心に行うなど具体的な内容であり、また、他の学校の教職員との交流も図れた。また、小学校では4年生を中心に福祉的な体験や交流、中学校では全学年において福祉体験や障がい者理解などに取り組んでいる。 |
| 28 | 外国にルーツを持つ子ども達が自らの誇りと自覚を高められるよう、民族学級等の活動に民族講師を派遣し自国の文化等を学ぶ機会を設けた。また、国際理解教育の充実を図るため、教職員対象の研修を実施した。  |
| 29 | 子ども達が相談しやすいように、全小・中学校において男性・女性の両方の相談窓口担当者を位置づけ、ポスターの掲示等による相談窓口の周知を行った。<br>(男女複数の相談窓口の設置:小学校 11 校/中学校8校)   |
| 30 | 教職員対象の虐待防止研修を実施するとともに、校内研修への指導主事派遣を行う中、各学校において、虐待の疑いのある子どもの通告等の徹底が図られた。<br>(※学校園からの子ども家庭センター及び児童課への通告数:14 件[平成 25 年度])  |
| 31 | 教職員対象の人権教育研修を実施するとともに、各校において校内研修の実施やアンケートの実施等の取組みがすすめられた。また、体罰事象が 1 件あったが、その対応については迅速に学校と連携し解決に取り組むことができた。  |

### 今後の方向性

- 同和教育、在日外国人教育をはじめとするさまざまな人権教育の系統的な指導計画を作成し、「協力」「参加」「体験」を中核とした指導方法の研究・実践を行い、児童・生徒の実践力のともなう人権感覚の育成に努める。
- 民族学級や交流行事等とともに国際理解教育の充実を図り、在日外国人児童・生徒が誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の防止にかかる取組みをすすめるとともに、学校内外の相談窓口の周知徹底を図り早期発見による早期解決に努める。
- 法に基づいた児童虐待への対応ができるよう研修会を開催し、教職員の理解を深める。
- 学校全体の人権感覚を高めるため、教職員に対する学校内外の研修を実施する。

## 図表及び注釈

※36「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」：大阪府教育委員会策定の基本方針及び推進プランにもとづき、守口市立学校における人権教育の推進の目的及び課題を明記し、取り組むべき方向性について発達段階をふまえて示したもの。（平成13年2月に策定）

※37「子どものエンパワメント」：子どもが自分自身の力で、暴力に対応できるような技術や能力を獲得すること。また、子どもたちが潜在的にもっているパワーや個性を再び生き生きと息吹かせること。

※38「さまざまな人権教育の指導計画」：「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題を視点においた人権教育の指導計画。

※39「在日外国人教育に関する指導の方針」：平成5年、守口市教育委員会にて制定、平成15年改訂。在日外国人教育が適切に推進されるよう、その目的や留意事項等を示している。

※40「法に基づいた対応」：平成16年10月、「児童虐待の防止等に関する法律」（ここでいう「児童」とは、18歳未満をさす。）が改正され、児童虐待に関する通告の義務が拡大され、学校は「疑わしい」と思われる児童についても通告の義務がある（第6条）。







初任者研修での人権研修の様子

重点項目 7	担当課
7. 道徳教育の充実	教育・人権指導課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p data-bbox="180 450 1457 499"><b>32. 道徳教育の充実</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 499 1457 640">道徳教育推進教師（※41）を中心に全教職員が協力して、道徳教育の全体計画・年間指導計画を作成する。その際、発達段階に応じて指導内容を重点化し、教材の充実と指導内容及びその時期、加えて家庭や地域との連携の方法等の工夫を図る。</p> <p data-bbox="180 689 1457 739"><b>33. 「道徳の時間」における指導方法の改善</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 739 1457 880">学校の教育活動全体で「道徳の時間」を要とした道徳教育が推進されるよう、「道徳の時間」における魅力的な読み物教材、府の教材等（※42）の活用、児童・生徒の心に響く指導方法の改善をすすめる。</p> <p data-bbox="180 929 1457 978"><b>34. 我が国や郷土の伝統・文化に関する教育の充実</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 978 1457 1075">我が国や伝統・文化の理解を図るため、発達の段階に応じ各教科等で積極的に指導がなされるよう、学習活動を工夫し指導の充実を図る。</p> <p data-bbox="180 1124 1457 1173"><b>35. 体験活動の推進</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 1173 1457 1270">豊かな人間性と社会性を育むため、その発達段階に応じ集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動やボランティア活動・奉仕活動の充実のため創意工夫ある指導を行う。</p> <p data-bbox="180 1319 1457 1368"><b>36. 家庭・地域社会との連携</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 1368 1457 1509">道徳の時間の授業を公開するとともに、地域人材の活用等により、学校と家庭・地域が連携し道徳教育を推進する。また、家庭・地域社会と連携し、郷土の自然・文化・伝統に親しみ地域を愛する心を育てる。</p> <p data-bbox="180 1559 1457 1608"><b>37. 環境教育の充実</b> 【評価：○】</p> <p data-bbox="236 1608 1457 1794">環境問題について、正しい理解を深めさせる。その際、クリーンセンター発行の環境副読本（※43）や企業等と連携した出前授業（※44）を活用するなど、主体的に環境を守るための行動がとれるよう、全教育活動を通して、発達段階に応じて身近な環境や環境問題に関心をもつ態度を育成する。</p>	

## 評価の根拠

### ○の根拠について

- |    |  |
|----|--|
| 32 | 道徳教育推進教師が中心となって校内体制及び「道徳の時間」等の充実を図れるよう、推進教師対象の研修を実施するとともに、大阪府「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を活用し、3中学校区を指定して道徳教育の研究をすすめ、保護者・地域に対する講演会や公開授業等を実施した。(平成25年度指定:第二中・八雲中・錦中学校区～平成27年度までに全中学校区指定) |
| 33 | 道徳教育推進教師を中心に「道徳の時間」の各校年間指導計画に応じた読み物教材の提示を行うなどし、指導方法の改善に努めた。(府の教材活用 97%)  |
| 34 | 伝統・文化の理解を図るとともに、小学校3・4年生の社会副読本「わたしたちの守口」を活用し郷土の歴史・文化の学習理解を図った。   |
| 35 | 全中学校で職場体験学習を実施し、望ましい職業観や社会性が育めるよう取り組んでいる。また小学校でも発達段階に応じた職場訪問や見学また学校・地域と連携した清掃活動等にも取り組んでいる。   |
| 36 | 道徳の授業の公開については、小中学校 19校で実施した。(平成24年度比で2校増)また、府の推進事業の活用により、小中学校 10校(平成24年度比で4校増)公開講座の実施が行われ、また地域人材を活用し、郷土の文化(踊り・昔遊び)等の体験活動を行った。  |
| 37 | クリーンセンターや浄水場・下水処理場への校外学習の実施や、パナソニック・大阪ガス・寝屋川水系等の出前授業を活用し、環境教育の充実を図った。  |

### 今後の方向性

- 道徳教育推進教師を中心とした校内体制を確立させ、魅力的な読み物教材の活用による「道徳の時間」の充実を図るため、道徳教育推進教師を対象とした研修を開催する。
- 出前授業等や「わたしたちの守口」「中学歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を活用しながら、各教科等での我が国や郷土の伝統・文化に関する教育、環境教育の充実を図る。
- 「道徳の時間」の授業公開や地域人材の活用を行い、家庭・地域と連携した道徳教育をすすめる。

### 図表及び注釈

- ※41「道徳教育推進教師」:「道徳教育の推進を主に担当する教師」が学習指導要領に明記され、平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。
- ※42「読み物教材、府の教材等」:大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「心のノート」等。
- ※43「環境副読本」:平成6年度より、小学校4年生全員に配布している「わたしたちのくらしとごみ」
- ※44「出前授業」:民間企業に勤める人や弁護士といった社会人講師が、小中学校に出向いて特別に行う授業、またはその特別授業をすること。特にその企業や個人が得意とする分野、あるいはキャリア形成などを中心的なテーマにすることが多い。

重点項目 8	担当課
8. 生徒指導の充実	教育・人権指導課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>38. 不登校ゼロへの取組み</b> 【評価：△】</p> <p>早期対応による原因究明に努めるとともに、家庭・関係諸機関と連携し、小学校における不登校対応の学校体制の確立、中学校における遊び・非行型不登校や問題行動の減少を図るため、「中1ギャップ（※45）」の解消を含めた、小中連携を一層強化し、中学校区での取組みを行う。</p> <p><b>39. いじめの撲滅</b> 【評価：○】</p> <p>「いじめはどの学校でもある」という認識に立ち、定期的なアンケート調査を実施したうえで、子どもの気持ちに寄り添った面談・聞きとりなどを行うとともに、日常的に子どもの表情や行動の変化を注意深く観察する等により未然防止・早期発見に努める。また、いじめを起こさない、また深刻化させないために、自浄力のある集団の育成に努めるとともに、教育センターに設置した「いじめホットライン」等の相談窓口の周知を行うなど、校内相談体制の充実を図る。暴力行為については、人権侵害であるとともに犯罪行為であることの指導を徹底し、関係諸機関と連携して取り組む。</p> <p><b>40. 生徒指導体制の充実</b> 【評価：◎】</p> <p>指導体制の改善と活性化を図り、生徒指導上の課題解決のため、スクールソーシャルワーカー（※46）や外部機関を効果的・組織的に活用し、児童・生徒及び保護者を支援する。</p> <p><b>41. 情報モラルの育成</b> 【評価：○】</p> <p>携帯電話やインターネットの利用実態の把握に努め、児童・生徒が情報を正しく安全に活用できるよう情報モラル教育を推進する。また、インターネット上の様々なトラブルの未然防止のため、児童・生徒及び保護者への啓発を行うとともに、「もりぐち携帯3か条（※47）」をもとに携帯電話の校内への持込みを原則禁止する。</p> <p><b>42. 喫煙・薬物乱用の撲滅</b> 【評価：○】</p> <p>喫煙、シンナー等薬物乱用問題については、小学校の段階から指導計画を策定し指導の徹底を図る。また、関係諸機関と連携し、小学校高学年及び中学校全学年で、薬物乱用防止教室を実施し未然防止と早期発見に努める。</p>	

#### 43. 児童会・生徒会の充実 【評価：○】

児童・生徒の自治の力を育て、児童会・生徒会活動を活性化し学校間の交流を図る。また、生徒会交流会を一層充実させ、子どもたちが主体となる活動を行う。

#### 44. 相談体制の確立 【評価：○】

相談窓口となる教職員を校務分掌(※48)に位置づけ、スクールカウンセラー(※49)や本市教育センターと連携し、校内相談体制を校務分掌に明確に示し、確立する。

### 評価の根拠

#### ◎の根拠について

- |    |   |
|----|---|
| 40 | 指導体制の確立に向け、各学校の生徒指導担当者及び警察等の関係機関との連携会議を定期的に開催し情報交換等を行った。また、各校におけるケース会議では、スクールソーシャルワーカーや児童課等の外部関係機関との必要性を見極めたうえで、効果的、組織的に対応を行った。(※スクールソーシャルワーカー1名を小中学校各1校を拠点として35回派遣し、またケース会議への支援として市内各学校へ13回の派遣を行った。) |
|----|---|

#### ○の根拠について

- |    |   |
|----|---|
| 39 | 全小・中学校において、いじめアンケート(※50)の実施等の早期発見の取組みを行い、その結果については各校で分析し、自浄力のある集団づくりの手立てとして活用し取組みをすすめている。また、道徳や特別活動などの授業においても、いじめを起こさせない集団の育成に努めた。加えて、学校組織として対応できるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。また、「いじめホットライン」の周知を行い、体制を整えているが、放課後や、土日、祝日での緊急相談についての体制は検討していく必要がある。 |
| 41 | 少年サポートセンターや携帯電話会社等を招き、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンによるトラブルも含め情報モラル教育に努めた。また各校の生徒指導担当者や情報教育担当者向けの研修を行った。「もりぐち携帯3か条」をもとに携帯電話の校内への持込みを原則禁止する旨、児童・生徒及び保護者への啓発を行った。   |
| 42 | 小学校高学年及び中学校全学年で、各校指導計画をもとに薬物乱用防止教室を実施し未然防止と早期発見に努めた。  |
| 43 | 守口市中学校生徒会交流会(8月・1月実施)の定着により、各校の児童会・生徒会活動の活性化を図った。守口市教育フォーラムでは、生徒会交流会での活動や主体的な発表の場として取り組んだ。  |

44 相談窓口となる教職員を校務分掌に位置づけ、スクールカウンセラーや本市教育センターと連携し、校内相談体制を校務分掌に明確に示し、確立した。校内指導体制を見直しが図られ、迅速かつ的確に学校全体で指導が行われた。また、ケース会議を行い、スクールソーシャルワーカーや児童課等の外部関係機関との必要性を見極めたうえで、効果的・組織的な対応ができた。  
学校の相談に対して、スクールカウンセラー等が適切に支援することができた。

△の根拠について

38 不登校のみならず長期欠席児童生徒に対して、家庭訪問や別室指導等、個の状況に応じた指導を行った。また、各校において個別のケース会議等を通して、校内で共通理解し、多くの教職員が、児童生徒及び保護者と関わりながら取組みをすすめた。しかしながら、不登校数は増加しているため、今後も個に応じた対応に努める取組みを継続的に強化する必要がある。

今後の方向性

- 児童・生徒の背景や多様な対応方法等、小・中学校間の情報交換を密に行い、中学校区での不登校ゼロへの取組みをすすめる。
- 全小・中学校に設置されているいじめの防止等の対策のための組織を機能させ、定期的な「いじめアンケート」の実施、「いじめホットライン（市教育センター）」等の相談窓口の周知、児童会・生徒会等の自治的活動の推進を図り、状況把握及び進捗管理を行いながら、いじめ未然防止の取組みをすすめる。
- 関係諸機関と連携した薬物乱用防止教室の実施、「もりぐち携帯3か条」に基づく携帯電話持ち込みの原則禁止や出前授業等を活用した情報モラル教育を推進し、未然防止を重視した生徒指導をすすめる。

図表及び注釈

38. 不登校ゼロへの取組みについての参考図表（〔 〕内は平成24年度比）

平成25年度	不登校児童生徒数	いじめ把握件数
小学校	30名〔13人増〕	9件〔増減なし〕
中学校	136名〔6人増〕	4件〔3件減〕

44. 相談体制の確立についての参考図表

	電話相談	面接相談	学生フレンド派遣	メール相談
平成24年度	60件	381回	129回	(H25開設)
平成25年度	70件	409回	177回	34件

※45「中1ギャップ」：小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。

※46「スクールソーシャルワーカー」：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、財団法人社会福祉振興・試験センターが実施する「社会福祉士国家試験」に合格し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況を把握し、ケース会議等による見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※47「もりぐち携帯3か条」：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は、①学校には持って行かない！行かさない！②家庭でルールを決めましょう！③フィルタリングを徹底しよう！の3点。

※48「校務分掌」：学校内における運営上必要な業務分担。児童・生徒の生活・進路の指導や時間割の作成、保護者団体など外部団体との交渉・調整などについて、それぞれを担当する分掌組織が中心となって業務を行う。

※49「スクールカウンセラー」：全中学校区に1名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※50「守口市いじめアンケート」：平成24年7月に市内小中学校全児童生徒を対象に実施。回収数：10,618人分、調査期間対象は平成24年度4月から。「いじめられている」と感じている児童生徒の内、調査時点で継続している数が10%（≒1,000人※現在は改善）あり、誰にも相談していない傾向が見られた。

子どもはこちらから

大人はこちらから



重点項目 9	担当課
9. キャリア教育の充実	教育・人権指導課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>45. キャリア教育の推進</b> 【評価：○】</p> <p>キャリア教育（※51）をより計画的にすすめ、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能の習得を図る。その際、地域や大学・企業等との連携を図り、中学校区で課題を共有し、児童・生徒の発達段階に合わせた適切な指導を行う。</p> <p><b>46. 進路選択力の育成</b> 【評価：○】</p> <p>児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成する。その際、「進路の手引き」を活用するなど、進路情報の収集・提供等、生徒一人ひとりに対応したきめ細かな進路指導を行う。</p> <p><b>47. 職場体験学習の充実</b> 【評価：○】</p> <p>地域の企業や公共施設などの理解と協力を得て、中学校においては職業体験学習等を複数日連続して実施する。その際、事前・事後の指導の充実を図る。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
45	<p>各中学校区での取組みがすすみ、キャリア教育の全体指導計画の作成をすすめた。 （全体計画の作成：小学校 10 校／中学校6校） また、作成の手立て・支援として担当教員を対象に府教育委員会と連携し2回の研修を実施した。</p>
46	<p>各中学校では守口市進路指導委員会による進路情報の収集及び提供や入試制度等について丁寧な指導ができるよう「進路の手引き」を活用している。</p>
47	<p>全中学校区で実施され、職場体験先の受け入れ施設の開拓も積極的に行った。 （※主な職場体験先：保育所・幼稚園・官公庁・福祉関連施設・スーパー等の民間商業施設など）</p>



### 今後の方向性

- 義務教育9年間を見据えたキャリア教育を推進するため、中学校区としての全体計画作成にむけた取組みをすすめる。
- 事前事後の学習を充実させた中学校職場体験を複数日により実施し、生徒の職業観と勤労観の育成に努める。
- 「進路の手引き」の活用及び進路情報の収集・提供を行い、生徒が主体的に進路を決定できるよう努める。

### 図表及び注釈

※51「キャリア教育」：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。

## 《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

◇社会性・人間性・自己開発力の3つが大事になる。隣で痛い思いをしている子の気持ちが分かり、その心の痛みを自分の中にしっかり受け止めることができる、やさしさや思いやりを育む必要がある。新しい社会や新しい環境に出たときに異質な集団のなかで自分を発揮できて、人間関係を構築できる力を育てる。困難に立ち向かい、少々のことでへこたれず、自分の持っている能力を最大限に発揮できる、すなわち、粘り強さやしたたかさ、困難の中でも自分を発揮できる力を学校教育の中で育てていかなければならない。

それは、道徳・人権教育の時間だけでなく、学級活動や各教科の中でも培われるべきである。しかし、教員の若年化シフトが著しく、そういう力をもっている人材が少なくなっている。子どもの人格を尊重したり内面を大切にせず、人権侵害や心を傷つける教員が増えるかもしれない危険性があるので、研修などできっちりと意識付けさせる必要がある。

◇児童虐待への対応に関しては、第一発見者となる可能性の高い学校・園の果たす役割がきわめて重要であるため、今後もきめ細かな取り組みが徹底して進められるべきである。

◇「不登校ゼロ」をめざす取り組みも重要ではあるが、数値を減らすことにとられるあまり、個々の児童・生徒が置かれている状況が置き去りにされてはならないだろう。

<p style="text-align: center;"><b>学校教育 基本方針 3</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>方針目標</b></p>	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連携を強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめ、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>重点項目</b></p>	<p>10. 健康・体力づくりの充実 ..... 40</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進 ..... 44</p>

重点項目 10	担当課
10. 健康・体力づくりの充実	教育・人権指導課 学校教育課 教育施策推進課
<b>推進事項及び評価</b>	
<b>48. 体力・運動能力、運動習慣の向上</b> 【評価：○】	
<p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査（※52）や各校で実施している新体力テスト（※53）の結果等の分析から、児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握する。その分析に基づき、体育・健康に関する指導改善プランを作成し、学校全体で授業時間以外でも外遊びの充実など、運動機会が確保できるよう計画的に改善を行う。</p>	
<b>49. 体育科授業の改善</b> 【評価：○】	
<p>系統的な指導を確立し運動の楽しさや喜びに触れさせ、運動好きな子どもを育てるため授業改善を図る。また、運動量を確保し運動ができるようになるための指導を大切に授業づくりをすすめる。その際、中学校において必修となった武道の指導を含め、体育科授業における安全指導の徹底を図る。</p>	
<b>50. フラッグフットボール（※54）の活用</b> 【評価：○】	
<p>安全で運動量が多く、仲間づくりやコミュニケーション能力の向上に効果的なフラッグフットボールの授業を実施する。また、研修等を活用し教員の指導力の向上を図る。</p>	
<b>51. 運動習慣の確立</b> 【評価：○】	
<p>学校や家庭・地域が連携し、運動に親しむ機会を増やす。マラソンやなわとび等の各種カードを活用するなど、意欲を高める環境づくりをすすめる。</p>	
<b>52. 部活動の充実</b> 【評価：○】	
<p>中学校における部活動は明確な目標を定め、自主性の伸長を高める。他校との合同練習・合同チームでの公式戦参加や、小学生の体験活動等、小・中学校での連携した活動を工夫する。また、社会人等指導者人材バンク（※55）等による外部指導者の協力を得るなど、学校の状況に応じて、生徒の要望に配慮した部活動の活性化を図る。</p>	
<b>53. 食育の推進</b> 【評価：○】	
<p>食に関する指導は、全体計画に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に取り組む。その際、栄養教諭等の活用を積極的に図る。また、学校園と家庭・地域とが連携し幼児期からの食に対する関心・理解を深め、健全な食習慣を育成する。特に学力や体力、運動能力に影響する朝ごはんの摂取の重要性については、さまざまな機会をとらえ子どもに伝えるとともに家庭に働きかける。</p>	

#### 54. 感染症への対応 【評価：○】

インフルエンザ様疾患（※56）やノロウイルス等の感染症を防ぐために、感染予防の指導の徹底や環境の整備を図る。また、感染者が発生したときは、関係機関と連携を図り感染拡大を防ぐため、適切に対応する。

#### 55. 食物アレルギーへの対応 【評価：○】

食物アレルギーのある子どもの実態を的確に把握するとともに、除去食を含めたアレルギー対応について全教職員で共有し徹底を図る。また、その対応については、関係機関と連携した校内体制を確立する。

#### 56. 食品衛生管理等の徹底 【評価：○】

小学校給食や中学校食堂等及び学校行事等においては、食中毒等を防止するため、食品の衛生及び安全管理体制を徹底し、教職員をはじめ関係諸機関との連携を図り適切に対応する。

### 評価の根拠

#### ○の根拠について

48	各校の実態にあった体力向上プランを作成し、体力・運動能力調査の結果を踏まえ、児童生徒の体力運動習慣の向上に向けた取組みがすすめられた。小学校は各種カード等を用い、運動週間等（マラソン週間、なわとび週間など）の取組み、中学校においては、体育授業を中心に、また部活動も含め取り組まれた。
49	各校において、学習指導要領に則った指導計画を作成し系統的な指導がすすめられた。柔道指導においては、安全指導の徹底を図るため、体育科教員が大阪府等の研修に参加した。また、各校情報交換なども含め改善に取り組んだ。
50	各小学校で取組みがすすんでおり、平成25年度は、大学だけでなく地元企業の社会人アメリカンフットボールチームの支援を受けるなど、通常の授業にはない高度な指導を行う取組みをすすめた。
51	青少年育成指導員を中心に地域と連携し、各スポーツ大会への参加、練習等に取り組んだ。運動意欲を高めるために、大阪府トップアスリート事業（※57）の教室を希望する学校が増加し、運動習慣の確立に様々な角度からアプローチがなされている。
52	部活動への体験入部などの取組みによりスムーズな部活動のスタートや中1ギャップの解消へつながった。生徒の要望等に配慮し、外部指導者等の活用もふくめ、部活動の活性化が図られた。全中学校区で小学校部活体験が実施された。
53	各校で食に関する指導の全体計画が作成され、教科（国語科での教材や家庭科での調理実習など）との関連や総合・学校行事等（米作りや大根づくり）で内容に合わせた食に関する指導に取り組んだ。また取組みの内容等学校だよりなどにより家庭へも周知している。

54	インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症予防のため、基本となる正しい手洗い・うがいを徹底するとともに、発生した場合には、マスクの着用や消毒等により感染拡大の防止に努めた。今後も、関係諸機関と連携を図りながら、新たな感染症にも適切に対応する。
55	食物アレルギーのある児童の把握並びに除去食の対応とマニュアルの作成及び教職員対象の研修会を実施した。また、学校医、主治医及び保健所など関係機関との連絡体制を図りつつ、消防本部との連携を図るよう努める。
56	食中毒を予防するため、関係機関と連携し啓発文書を配付することにより、全教職員の共通認識を図った。

### 今後の方向性

- 全小・中学校においてR－PDC Aサイクルによる「体力向上プラン」を作成し、継続的な検証・改善を行いながら、児童・生徒の実態に応じた取組みをすすめる。
- 大阪府主催の研修会等への体育科教員の参加をすすめ、武道の指導等における安全指導の徹底を図る。
- 外部人材の活用や学校間連携をすすめ、部活動の活性化に努める。
- 食に関する全体計画・年間指導計画に基づいた取組みを家庭・地域と連携してすすめ、食に関する知識、食を選択する力、望ましい食習慣が児童・生徒に身に付くよう努める。
- 感染症予防の指導の徹底及び環境整備することにより、インフルエンザ様疾患などの感染症発生拡大を未然に防ぐよう努める。
- 除去食を含めたアレルギー対応を徹底することにより、子どもたちが安心した学校生活を送れるよう努める。
- 食品衛生管理を徹底することにより、食中毒の発生を未然に防ぐよう努める。

### 図表及び注釈

- ※52「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」：平成20年度より日本全国の小学5年生、中学2年生を対象として行われているスポーツテスト。（平成22年度は部分実施）
- 小学校5年生男子：立ち幅跳び152.56（全国平均：立ち幅跳び152.07）
  - 小学校5年生女子：立ち幅跳び146.42/50M走9.62/ボール投げ14.06  
（全国平均：立ち幅跳び144.55/50M走9.64/ボール投げ13.94）
  - 中学校2年生男子：上体起こし28.22（全国平均：上体起こし27.58）
  - 中学校2年生女子：ボール投げ13.00（全国平均：ボール投げ12.97）

- ※53「新体力テスト」：児童・生徒の体力・運動能力の実態把握をするために実施。

※54「フラッグフットボール」：アメリカンフットボールで行われる「タックル」を、プレーヤーの腰の左右につけた「フラッグ」を取ることに置き換え、敵味方の選手同士の身体的接触は原則として禁止（反則）とした、より安全で幅広い層が参加できることをめざしたフットボール。運動が得意でない子どもでも楽しめ、仲間づくりやコミュニケーション能力の育成にも効果があるといわれる。新小学校学習指導要領の体育科の内容として取り入れられている。

※55「社会人等指導者人材バンク」：守口市立小・中学校及び幼稚園で授業や部活動等の補助として、優れた知識・技能を有する社会人等を活用する事業。現在、約600名が登録。

※56「インフルエンザ様疾患」：38度以上の熱があり、鼻水・鼻づまり・のどの痛み・咳などの症状がある場合をいう。

※57「大阪府トップアスリート事業」：プロスポーツ（バスケット・バレー・ラグビー等）選手を講師として派遣する出前授業。（府事業）



フラッグフットボール

重点項目 11	担当課
11. 安全・安心な環境づくりの推進	教育・人権指導課 学校教育課
<b>推進事項及び評価</b>	
<b>57. 安全教育の充実</b> 【評価：○】	
<p>子どものあらゆる活動場面を想定した避難訓練や交通安全教室等の実践的訓練を実施し、子どもが日常生活全般におけるさまざまな危機や危険等に対応できる能力を育む安全教育を充実する。</p>	
<b>58. 防災教育の推進</b> 【評価：○】	
<p>災害における子どもの安全の確保が図られるよう、防災マニュアルの検証・改善を行い、学校園における防災体制を確立する。また、教職員向け防災教育研修の実施などを通して、自ら身を守る力を育むとともに、人を思いやり行動できる力を育めるよう防災教育を推進する。</p>	
<b>59. 危機管理マニュアルの徹底</b> 【評価：○】	
<p>日常的に教職員の危機意識を高めるとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、危機や災害等に適切に対応する。また、マニュアルにそったAED（自動体外式除細動器）（※58）の使い方を含む訓練や研修を実施するとともに、児童・生徒への指導を行う。</p>	
<b>60. 学校危機管理体制の確立</b> 【評価：○】	
<p>教育活動・施設全般における安全点検を定期的かつ継続的に行う。「見守り隊」や「声かけ隊」等の協力を得て登下校の安全確保を行い、交通事故や不審者による被害から子どもを守る。また、警備員と連携し外部からの不審者の侵入を防ぐ学校内の安全確保に努める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
57	<p>様々な危機や危険等を想定し、保護者、地域と連携した避難訓練を実施した。また、事前事後の指導も計画的に行った。また、交通安全教室については、守口警察の協力のもと、春は小学校1年生を対象に、実践的な歩行訓練を行った。さらに、秋には、小学校高学年を対象に自転車の安全な乗り方指導を行った。</p>
58	<p>各校においては、あらゆる活動場面、活動時を想定した、避難訓練等を実施するとともに、防災マニュアルの徹底及び日常的な見直しを行い、災害時に対応できるよう行った。また府の研修を活用し、自ら身を守る力の育成等の観点で訓練の事前事後指導を行った。</p>



59	熱中症や水難事故等が多発する時期に入る前に、各校へ注意喚起を行うとともに、教職員対象の AED 使用を含む救急救命法の実技研修を実施した。
60	各小学校では PTA・地域ボランティアの協力を得て、定点見守りや付き添いなど、登下校時の児童の安全確保に努めており、見守り活動中の不審者被害等はなかった。また、各校区において学校・警察・地域等の合同によるパトロールを実施し、危険箇所の確認や地域の危機意識向上を図った。
<b>今後の方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○想定外の災害に対応できるよう、あらゆる場面を想定した避難訓練の実施等により防災マニュアルの継続的な検証・改善をすすめる。</li> <li>○交通安全教室等を含む安全指導を徹底することにより、家庭や地域での日常生活におけるさまざまな危機や危険等に対応できる能力を育むよう努める。</li> <li>○児童・生徒が災害時に自らを守る適切な行動がとれるよう、各教科等の学習内容との関連を図りながら、系統的な防災教育をすすめる。</li> <li>○不審者等による被害を出さないため、地域の協力を得た登下校の安全確保に努める。</li> </ul>	
<b>図表及び注釈</b>	
※58 「AED（自動体外式除細動器）」：平成 19 年度に、市内全幼稚園、小・中学校に配置。	

## 《学校教育分野 基本方針3に係る学識経験者の意見・助言》

◇体力も食育も含めて、「あたま」と「こころ」は深く「からだ」と結びついている。体がリラックスしていて心もリラックスしていれば、頭は最高の状態となる。体づくり、心づくり、頭づくりは三位一体であり、体づくりにおいては、単に運動能力が向上したというだけではなく、その子その子に応じた自分で自分の体をコントロールできる力、すなわち、障がいがあるなしにかかわらず、体の機能を最大限に発揮できる力を育成することが求められる。

◇学校は安全に徹し、子どもにとって一番安全な場所でなければならないので、安全管理を徹底すべきである。外部からの防御対応力もきっちり高め、防災だけでなく学校危機の様々なバリエーションを想定し、リスクマネジメントの総合力が求められている。

◇外からの防御能力もきっちり高め、現場には固定化したものではなく、色々なバリエーションを想定し、色々なリスクに対応する相互的な力が求められている。

◇健康・体力づくりや食育の推進等の取り組みには、児童・生徒の家庭における生活習慣が大きく影響すると考えられるので、家庭に対する働きかけをしていくべきである。

◇安全教育の内容については、児童・生徒が危機や危険に対処する能力を育てるだけでなく、それらを未然に回避する能力をも育てる必要がある。

<p style="text-align: center;"><b>学校教育 基本方針 4</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>方針目標</b></p>	<p>学校園は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校教育評価や学校評議委員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。また、これまでの中学校区における幼・小・中学校間の連携を軸に、家庭・地域と共に育てたい子どもの姿を共有し、子どもの学びをつなぎ、育ちを支える小中一貫教育の導入に向けた取組みをすすめます。校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>重点項目</b></p>	<p><b>12. 小中一貫教育の推進</b> ..... 48.</p> <p><b>13. 学校経営の改善</b> ..... 50</p> <p><b>14. 教職員の資質向上・研修の充実</b> ..... 54.</p> <p><b>15. 多様な人材の活用</b> ..... 58.</p>

重点項目 12	担当課
12. 小中一貫教育 (※59) の推進	教育・人権指導課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>61. 各中学校区の特色ある教育活動の推進</b> 【評価：○】  これまで各中学校区で積み重ねてきた「小中連携」の取組みを踏まえ、特色ある教育活動を推進する。その際には「守口市小中一貫教育推進計画」を活用する。</p> <p><b>62. 学びをつなぐ授業づくりの推進</b> 【評価：○】  「中学校区合同授業研究会」等を実施し、小・中学校のお互いの指導方法を知り、9年間の「学びの連続性」を意識した「授業づくり」をすすめ、確かな学力を育むとともに不登校などの「中1ギャップ」の解消に取り組む。</p> <p><b>63. 育ちを支える教育コミュニティづくりの推進</b> 【評価：○】  中学校区単位で、校区の子どもたちの9年間の学びを地域全体で支え、見守ることができる、地域と協働した学校づくりを推進する。その際、学校・家庭・地域が育てたい子ども像を共有し、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるコミュニティづくりに取り組む。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
61	すべての中学校区で、学力向上など、子どもたちの課題を解決するために、小学校と中学校がつながり、9年間を見通した教育活動をすすめる必要があるとの意識が定着し、それぞれの中学校区で小中が連携した特色ある取組みが展開された。
62	合同授業研究会は、すべての中学校区で9年間の学びをつなぐ意義や必要性を踏まえ、テーマを設定し取り組まれた。学力向上及び不登校などの「中1ギャップ」について、各中学校区の課題による研究や研修が実施された。
63	学校支援地域本部を軸とした学校支援の取組み、中学校区連携推進協議会の活動は定着しており、中学校区フォーラム(第一中、第三中、第四中、八雲中、錦中)やフェスタ(庭窪中)、教育講演会(第二中、庭窪)、たそがれコンサート(梶中)、地域共催イベント(大久保中)、子育てイベント(第二中)など、各種行事等を通じて9年間の子どもの成長を支えていこうとする気運が高まった。

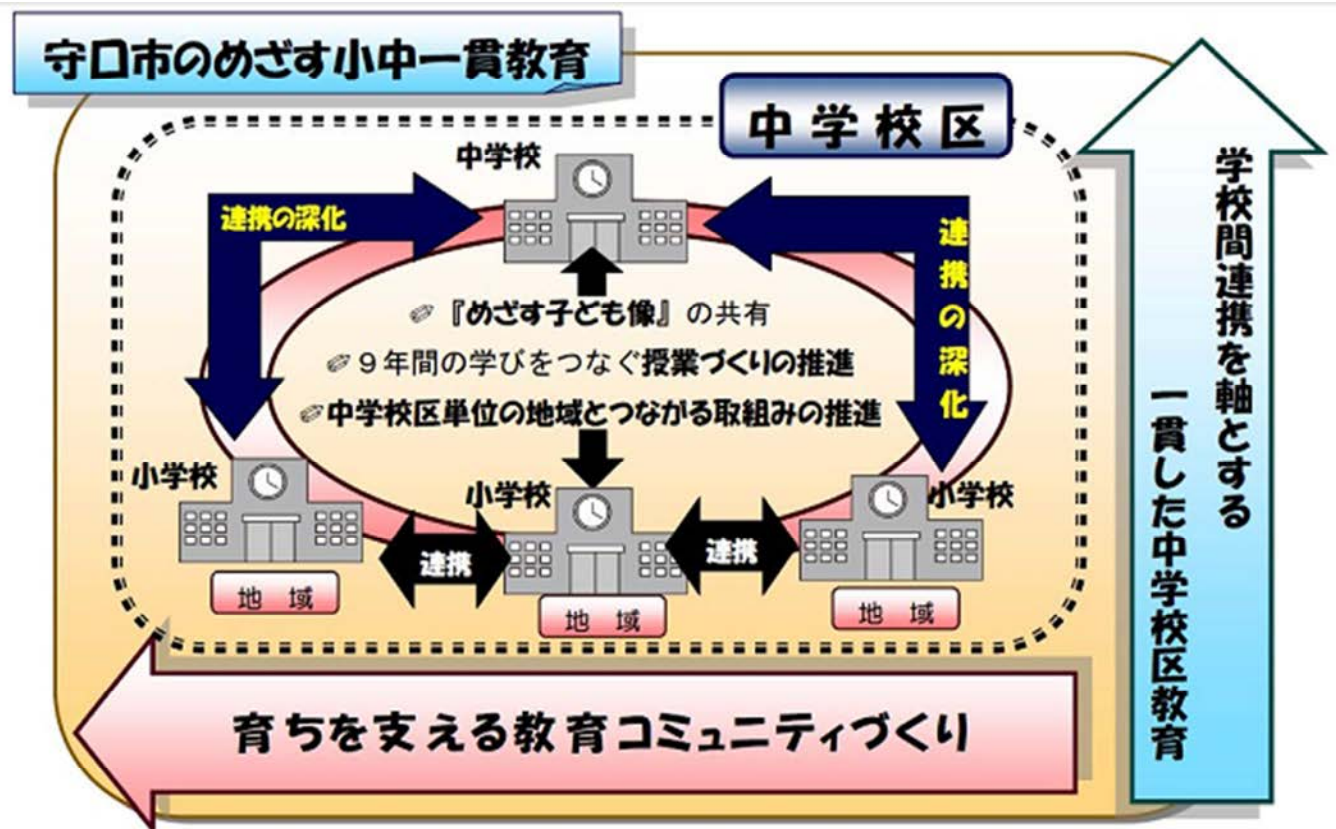
## 今後の方向性

○各中学校区で一貫教育を推進する組織を確立させるとともに、「守口市小中一貫教育推進のてびき」(※60)を活用しながら、幼・小・中学校による学校間連携を軸とし、学ぶ意欲や学力の向上、たくましく生きるための健康や体力の向上、豊かな心の教育の充実に取り組む。

## 図表及び注釈

※59「小中一貫教育」：市の教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」をふまえ、中学校区で義務教育9年間を見通した「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、小・中学校が一体となってすすめていく教育活動。

※60「守口市小中一貫教育推進のてびき」：「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方（平成24年4月）」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育をすすめる際に活用できるてびきとして作成。校長会代表、学校教職員代表、教育委員会事務局指導主事で構成した小中一貫教育検討委員会作業部会において内容を検討し、市内各中学校区の特色ある取組み事例を掲載したもの。



重点項目 13	担当課
13. 学校経営の改善	教育・人権指導課 学校教育課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
<b>64. 校園長の指導力、リーダーシップの発揮</b> 【評価：○】	
<p>校園長は、指導力、リーダーシップを最大限に発揮し、全教職員によるチーム力と創意工夫を生かしたさまざまな事業・施策を活用するなど学校経営を活性化し、学校教育の充実を図る。</p>	
<b>65. 事象への迅速・的確な対応</b> 【評価：○】	
<p>人権侵害・生徒指導等の事象が生じた時は、初期対応として迅速・的確な事実確認や状況把握など対応に適切に取り組む。その際、児童・生徒の心のケアについて十分な配慮をしつつ、安全・安心な学校生活ができるよう児童・生徒、保護者への理解と協力を得て、一体となって信頼回復に努める。加えて、同時に学校園は、教育委員会への報告・連絡及び相談を緊密にすすめ、早期解決を図る。</p>	
<b>66. 学校教育評価 (※61) の実施</b> 【評価：○】	
<p>学校教育評価を実施し、教育活動の組織的・継続的な改善をすすめる。学校公開や学校評議員 (※62) からの意見聴取や保護者や児童・生徒アンケート等を実施し、多様な観点から教育活動を評価し、学校経営の改善に努める。</p>	
<b>67. 首席 (※63)・指導教諭 (※64) 等の活用</b> 【評価：○】	
<p>首席・指導教諭・指導養護教諭・指導栄養教諭を十分活用しながら、校務分掌等の改善など、より組織的な学校経営をすすめる。その際、学校の核となるミドルリーダーの育成に努める。</p>	
<b>68. 学校情報の発信</b> 【評価：○】	
<p>保護者・地域に信頼される学校づくりをすすめるため、定期的な学校ホームページの更新や学校便り・中学校区フォーラム (※65) などを活用し、学校経営のビジョンや特色ある学校の取組みなど、さまざまな学校情報を積極的に発信する。</p>	
<b>69. 学校事務共同実施 (※66) の充実</b> 【評価：○】	
<p>学校事務支援センター (※67) を核として、全中学校区での学校事務共同実施を更に充実させ、学校事務の効率化を図る。また、事務職員が学校運営に参画することにより、教員の事務の軽減を図り、児童・生徒と向き合う時間の確保にも努める。</p>	

## 70. 国旗・国家の指導の徹底 【評価：○】

学習指導要領に則り、入学式や卒業式などの行事においては、教育公務員としての責務を自覚し、国旗掲揚・国歌斉唱を適切に行う。また、国旗を掲揚するとともに、国歌の指導においては、どの学年においても児童・生徒が歌えるように指導するとともに、校長は、各学年の指導状況の把握に努める。

## 71. 中学校夜間学級の充実 【評価：○】

中学校夜間学級（※68）については、大阪府や関係市との協力・連携をすすめ、中学校の教育課程編成のもと、社会的に必要な学力の確保と進路の指導と支援を行う。

## 72. 校務の効率化の推進 【評価：○】

校務用パソコンを活用して、校務の効率化を図るとともに、その体制等の全体的な見直しを行う。そのことにより、児童生徒と向き合う時間を確保し、学習指導や生徒指導の充実に努める。

### 評価の根拠

#### ○の根拠について

64	全小中学校において、各校のグランドデザイン等を作成し、学校経営のビジョンを明確にしなが ら、市教育委員会との人事ヒアリングを通じて、適切な人事配置を行った。
65	いじめや体罰など、さまざまな事象に対する未然防止と深刻化にならないよう初期対応等がな されている。さらに事象の対応については、市教委との相談・連絡体制並びに学校支援員を活 用しつつ取り組んだ。
66	各校で、学校自己評価や学校公開におけるアンケートなどから、学校評議員会を開催し、学校 運営の改善のため意見を求める「学校関係者評価」がすすんでいる。（学校関係者評価の実施 率 小学校 72.2%、中学校 88.9%）
67	中学校の首席は、今年度も全9校の配置となった。小学校の首席は、担任業務との関連から 18校中5校に留まっているが、指導教諭については、経験の浅い教員等の指導力の向上等に 貢献した。
68	全校で学校のホームページは開設され、ICT支援員による支援もされ、校内情報の発信は行 われているが、その頻度には学校により差がある。さらに発信しやすいよう、フォーマットの提 供、発信内容項目の明示などを行う必要がある。
69	共同実施においては、事務の集中化や支援を行うことにより、教員の事務負担軽減を図り、子 どもと向き合う時間の確保がすすめられた。
70	全小中学校において学習指導要領に則った指導が実施された。

71	国や大阪府及び生徒在住市との協力連携をすすめ、学習指導の充実を図りつつ社会的に必要な学力の確保に努めた。
72	教職員1人1台の校務用パソコンを配備した。今後は、研修等も行い、さらに校務の効率化を図っていく必要がある。

**今後の方向性**

- 各校園長が学校経営ビジョンを明確にし、創意工夫を活かした事業・施策を活用し、今後とも組織力の向上が図れるよう支援する。
- 適切な学校運営を行うため学校評議員等地域との連携も強化し、学校評価の充実・活用をすすめ、学校ホームページや学校便りによる定期的な情報発信を行う。
- 校務用パソコンの有効活用等の事例を示しながら、校務の効率化をすすめる。

# 守口市立第一中学校

- 一中TOP
- 学校長挨拶
- 教育目標
  - ・グランドデザイン
  - ・診断結果
- 学校紹介
  - ・所在地
  - ・学級数と児童数
  - ・沿革概要
- 活動報告
  - ・学年活動報告
  - ・生徒会執行部
  - ・運動部
  - ・文化部
  - ・各種委員会
- 図書室活動
- 学校だより
  - ・行事予定



■ 学校からの連絡事項

6月25日(水)～27日(金)  
期末テスト

■ 更新履歴

2014年 7月30日

- ・一中だより(7月号)をアップしました。
- ・活動報告 生徒会執行部「生徒総会」をアップしました。
- ・活動報告 全学年「終業式」をアップしました。
- ・行事予定(6月号)をアップしました。

守口市立第一中学校のホームページ



## 図表及び注釈

※61「学校教育評価」：学校の教育活動や運営状況について、各種調査の結果分析等を参考に目標の達成状況等を各学校で評価し、学校教育活動の組織的・継続的な改善を図るとともに、評価結果の公表等により保護者・地域住民から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携を深めようとする取組み。

※62「学校評議員」：校長の推薦を踏まえ、教育委員会が委嘱している。

※63「首席」：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※64「指導教諭」：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、他地域連帯の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。

※65「中学校区フォーラム」：各中学校区での課題の共有や取組みの共有を図るため、中学校区単位でのフォーラム。

※66「学校事務共同実施」：守口市立小中学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。基本は中学校校区（ブロック）とする。

※67「学校事務支援センター」：各ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。

※68「中学校夜間学級」：義務教育の年齢（満15歳）を超えており、中学校を卒業していない人で入学を希望する人に、夜間に中学校教育を行うことを目的とする。大阪府には11校が設置されている。本市では守口市立第三中学校に設置。

重点項目 14	担当課
14. 教職員の資質向上・研修の充実	教育・人権指導課 学校教育課 教育センター
<b>推進事項及び評価</b>	
<b>73. 法令の遵守</b> 【評価：○】	
<p>校園長は、平素からすべての教職員の職務実態等を把握するとともに、法令等の遵守を徹底し、教育公務員としてふさわしい行動をとるよう指導する。特に、ハラスメントや体罰・飲酒運転等が生じることのないよう指導の徹底に努める。</p>	
<b>74. 体罰禁止の徹底</b> 【評価：×】	
<p>子どもの体、心を傷つける行為である体罰は人権の侵害であり、あらゆる教育活動においてこれを行わないよう定期的な校内研修及び校内体制の点検・改善を実施し、体罰に頼らない生徒指導体制を構築する。</p>	
<b>75. 指導が不適切な教職員（※69）等への対応</b> 【評価：○】	
<p>教職員一人ひとりが意識を改革し、新たな教育課題に対応できるよう日々の研鑽と修養に努める。また、指導が不適切な教職員等を生み出さない環境づくりに努めるとともに、指導力に課題のある教員については、教育委員会と連携し適切に支援及び指導する。</p>	
<b>76. 評価・育成システムの活用</b> 【評価：○】	
<p>「教職員の評価・育成システム（※70）」を活用し、より教職員の意欲・資質向上と教育活動の充実、組織の活性化を一体的に図る。</p>	
<b>77. 個人情報情報の保護</b> 【評価：○】	
<p>個人情報情報の保護の観点から、情報管理システムの状況を点検するとともに、定期的な研修を実施し、学校園内外での情報管理システムの適切な運用を徹底する。</p>	
<b>78. 教職員研修の充実</b> 【評価：◎】	
<p>9年間の学びを見通した「指導力向上研修」や「学校ICT活用研修」をはじめとする様々な研修に積極的に参加する体制を整え、教職員の実践的指導力の向上をめざす。また、本市教育センターにおいて収集した指導案や教材等の活用を図る。</p>	

## 評価の根拠

### ◎の根拠について

- 78 教職員研修については、校内研修体制を確立していくための、校内研究支援を行った。また、課題に応じた研修(教職員サービス・ICT 機器活用・支援教育・キャリア教育研修等)を計画し実施できた。

### ○の根拠について

- 73 不祥事の未然防止のため「不祥事予防に向けて自己点検チェックリスト」を活用した校内研修をすべての学校で実施した。また、校長会等で事例等も示しつつ、新規採用教職員及び講師を対象に研修を実施するなど指導の徹底を図った。
- 75 指導が不適切な教諭と認定される者はいなかった。「課題あり」と報告を行った教諭に対して厳正に対応した。また、教育センターや教育・人権指導課とも十分に連携し、指導力に課題のある教員の把握に努めた。
- 76 システムに沿った自己申告票の提出及び面談が適切に実施され、各校の学校教育目標の具現化に向け活用が行われた。
- 77 個人情報保護においては、管理システムの確立や研修の実施により教職員の意識向上を図る取り組みを継続的に実施している。

### ×の根拠について

- 74 日頃から体罰を含む不祥事防止については、年度当初を含め各学校で研修等を行っていたが、平成 25 年度は体罰事象が1件起り、再度、児童生徒理解にもとづき、短絡的で力に頼る指導等に陥らないよう指導の徹底を図っていく。

## 今後の方向性

- 今後とも、教育公務員として法令の遵守、特に体罰禁止の徹底や危機管理意識の向上を、校長会等で指導の徹底を図り、継続的な研修の実施を図る。
- 人材育成の観点での評価・育成システムの活用をすすめ、指導に課題のある教職員等を見極め、適切な支援と指導を行えるよう学校との綿密な連携を強化する。また、教職員の資質向上に向け市教委主催の課題に応じた研修の実施とともに主体的な校外研修への参加推進に努める。

## 図表及び注釈

### 78. 教職員研修の充実についての参考図表

研修会	参加人数(人)
平成 25 年度	1,080
平成 24 年度	950
平成 23 年度	766

#### 【研修の主な項目】

授業づくりセミナー（各教科）、デジタル教材等作成研修  
教育相談研修、学校組織マネジメント研修、授業改善研修  
小中一貫教育研修、情報モラル等研修、人権教育研修  
支援教育研修、キャリア教育研修、防災教育研修、食育研修等

※69「指導が不適切な教職員等」：知識、技術、指導方法その他教職員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教職員等のうち、研修によって指導の改善が見込まれる者。

※70「教職員の評価・育成システム」：教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、すべての教職員を対象に平成 17 年度から大阪府教育委員会が実施。平成 19 年度から評価結果を給与に反映。



教職員研修の様子

重点項目 15	担当課
15. 多様な人材の活用	教育・人権指導課 教育施策推進課
<b>推進事項及び評価</b>	
<b>79. 学校支援地域本部の充実 【評価：◎】</b>	
<p>地域の人材など学校支援ボランティアの協力により、学校のニーズに合った支援を得ることによって子どもたちの生きる力を育み、学校の活性化を図る。また、学校支援コーディネーター（※71）と積極的に連携を図り、さまざまな分野でのボランティアを確保し教育活動の充実につなげる。</p>	
<b>80. 大学・スポーツ団体等との連携 【評価：○】</b>	
<p>個に応じた学習の支援や環境教育・キャリア教育等社会に進展に対応した教育を推進するため、企業や大学・スポーツ団体等と連携した教育活動を展開する。協定締結大学の学生インターンシップの活用や大学生ボランティア等外部人材を確保し、活用に努める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
<b>◎の根拠について</b>	
79	<p>地域の子どもの地域で育てる気運が醸成され、子どもの安全確保をはじめ、本の読み聞かせ、花だんの整備などによって落ち着いた学校環境が整い、豊かな心の醸成につながった。また、学習支援サポーターによる放課後学習支援の実施など学力向上に向けた学校支援の取組みを通じて、子どもに関わる大人たちのつながりが深まった。</p>
<b>○の根拠について</b>	
80	<p>大学の学生インターンシップや企業による授業支援など、各種団体と連携した活動を展開し、学生インターンシップでは平成 24 年度と同等規模の4校において実施し、7名の学生を受け入れた。</p>



## 今後の方向性

- 今後は学校支援にかかわる地域と学校の教職員、保護者のつながりに課題もみられるため、学校支援の現状や必要性、その結果としての教育コミュニティづくりの重要性について、学校支援の成果も併せ、学校に課題を提示し、保護者・地域に対する情報発信をすすめるよう取り組む。
- 大学・企業・市民団体・NPO等の多様な人材の活用をすすめることで、環境教育をはじめとした教育活動を充実させ、各学校において授業選択の幅が増えるように努める。

## 図表及び注釈

※71 「学校支援コーディネーター」： 学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整役。



箏の出前授業

## 《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

◇これからの学校は、地域とともにある学校をめざし、組織体としての学校づくりのためには、管理職のみならずすべての教職員に、学校経営の視点が求められている。

◇就学前教育と小学校の接続、小学校と中学校との接続の円滑化を確保し、義務教育9年間の教育の一貫性と連続性が求められている。こうした観点から、中学校を中心とする校区学校群をつなぐ、小中一貫教育の推進は今後の大きな課題である。

◇「小中一貫教育」の理念のもと、すべての小・中学校が連携して児童・生徒の9年間の育ちを継続的にフォローするという体制づくりが行われつつあることはたいへん重要であり、今後もさらに取り組みを充実させていくべきである。

◇上記に加えて、地域との協働を進めるべく中学校区で展開されてきた教育コミュニティづくりの取組みについても、引き続き重点的に推進されていくべきである。

◇中学校夜間学級については、今後も当該学級に対するニーズが高まることが予想されるため、さらにその取組みを充実させる必要がある。

◇昨年度に生じた体罰事象に対する徹底した総括を行うことによって、再発防止のための指導・監視システムを、学校レベルだけでなく市全体として構築すべきである。



## 社会教育の目標

生涯学習活動への支援と  
継続して子どもにかかわる地域社会づくり

<p><b>社会教育 基本方針 1</b></p>	<p><b>人と人・人と社会をつなぐ ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～</b></p>
<p><b>方針目標</b></p>	<p>地域社会の連帯意識の希薄化、大人のモラルの低下、有害情報の氾濫等の課題がある中で、子どもたちの健全育成に向け、地域社会が一体となって取り組む教育コミュニティづくりが重要です。そのため、さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもにかかわる組織づくりや活動のネットワーク化を促進・支援します。</p>
<p><b>重点項目</b></p>	<p>1. 地域ぐるみの活動の推進 ..... 62 .</p> <p>2. 家庭の教育力の向上 ..... 66 .</p> <p>3. 地域社会における人権教育の推進 ..... 68 .</p>



こどもまつり

重点項目 1	担当課
1. 地域ぐるみの活動の推進	生涯学習課 スポーツ・青少年課 放課後こども課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>1. 中学校校区連携推進協議会への支援</b> 【評価：○】 中学校校区連携推進協議会活動を充実していくため、引き続き、活動の企画や学校とボランティア間の調整等を行う地域コーディネーターの活動を推進する。</p> <p><b>2. PTA活動への支援</b> 【評価：○】 子どもたちが安全で安心して学べる環境をつくるために、PTAの組織活性化とさらなる実践活動の充実・地域との連携が求められており、守口市PTA協議会を通して支援を行う。</p> <p><b>3. 青少年関係団体への支援</b> 【評価：○】 各校区の特色や実情に見合った野外活動や情報交換などを通じて、青少年関係団体等が主体的に指導者養成に取り組めるよう適切な情報の提供や活動への支援を行う。</p> <p><b>4. 各種スポーツ大会の実施</b> 【評価：○】 子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるよう、小学生キックベースボール大会等各種のスポーツ大会を実施する。</p> <p><b>5. こどもまつりの充実</b> 【評価：○】 子どもたちが、手作り遊びやさまざまなゲームなどを通じて、地域の大人や年齢の異なる子どもたちの交流を一層深め、子どもをめぐり地域の大人や青年たちの協力関係をより発展させる。また、各校区・団体が実施するコーナー等で子どもたちが大人と一緒にスタッフとして運営に携わることにより、リーダーの育成が図れるよう「こどもまつり」を充実する。</p> <p><b>6. もりぐち児童クラブ（※72）の活動の推進</b> 【評価：○】 児童を対象とした、放課後等における安全で安心して過ごせる子どもの居場所として全小学校内に設置している「もりぐち児童クラブ」事業において、地域の方々に参画していただいて交流・体験活動を推進する。</p> <p><b>7. 青少年団体協議会への支援</b> 【評価：○】 青少年団体協議会の各団体が将来的に自主運営できるような組織づくりの支援を行う。</p>	

## 評価の根拠

### ○の根拠について

1	地域コーディネーター連絡会で会員間の連絡調整や、情報の提供(スキルアップ研修会等)を行うことができた。また、共催事業として絵本作家講演会を開催した。
2	市PTA協議会主催のPTA研究大会を開催。委員会活動を通して、各幼・小・中のPTA相互の連携が図れ、共通課題に対する理解が深まった。
3	各研修会や野外活動を行うことによって、各校区ごとに実情に見合った活動ができ、指導者養成には取り組んでいるが、指導者の高齢化がすすんでいる。
4	各スポーツ大会を開催し、各校区の交流、親睦を図ることができたが、児童の減少等により参加する選手の確保が難しくなっている。
5	教育委員会と青少年育成指導員連絡協議会との共催で、こどもまつりを開催し、雨天順延しながらも約10,000人が参加し、賑やかなこどもまつりを実施することができた。
6	登録児童室及び入会児童室が一体となり、工作教室等の交流体験活動を地域の方々の協力を得ながら推進することができた。また、入会児童室への4年生以上の障がい児受け入れについて、4年生を対象とした試行を夏休み期間中に行った。
7	各団体が開催する演奏会や発表会など活動に対する支援は行えたが、各団体とも指導者不足や指導者の高齢化の問題があり、今後は新たな指導者の確保、養成について取り組む。

### 今後の方向性

- 地域コーディネーター連絡会への活動支援を通して学校・家庭・地域が協働し、子どもの教育や子育てに関わる中学校単位での「教育コミュニティ」の形成に努める。
- 守口市PTA協議会の組織活性化と、さらなる地域との連携が図れるようPTA活動を通して支援に努める。
- 青少年関係団体の活動を通じ、各種団体が新しい指導者の養成に取り組めるよう支援する。
- 小学生キックベースボール大会等、各種スポーツ大会を実施することで、子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるように努める。
- 「こどもまつり」を開催することで、地域の大人・青年・子どもの交流促進に努める。
- 登録児童室及び入会児童室が一体となり、引き続き地域の方々の協力を得ながらもりぐち児童クラブの活動を推進する。
- 自主運営ができるように、青少年団体協議会への支援に努める。

## 図表及び注釈

### 3. 青少年関係団体への支援についての参考図表

各研修会	安全教育講習会	広報委員研修会	キックベースボール審判講習会
平成25年度	23人参加	30人参加	41人参加
平成24年度	24人参加	35人参加	36人参加
平成23年度	33人参加	27人参加	32人参加

### 4. 各種スポーツ大会の実施についての参考図表

各スポーツ 大会	こども会親善スポーツ大会		中学生スポーツ大会		こども会駅伝競走大会	
	校区数	参加チーム数(男女)	校区数	参加チーム数(男女)	校区数	参加チーム数(男女)
平成25年度	18	32	17	40	18	36
平成24年度	18	34	18	39	18	36
平成23年度	18	33	16	36	18	36

※72「もりぐち児童クラブ」：本市では、児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成し、児童の創造性・自主性及び協調性を育み、健全な成長発達を図るため、全市立17小学校で児童クラブ事業を実施しています。



駅伝大会





キックベースボール大会



放課後児童クラブの様子

重点項目 2	担当課
2. 家庭の教育力の向上	生涯学習課 スポーツ・青少年課 公民館
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>8. 育児・子育てグループへの支援 【評価：○】</b> 家庭教育の向上を図るため、関係部局との連携を密にし、情報の提供や活動などを支援する。</p> <p><b>9. 関係機関との連携 【評価：○】</b> 青少年のための相談や問題解決への適切な処置が講じられるよう学校・地域や守口少年サポートセンター（※73）などの関係機関と連携を密にする。</p> <p><b>10. 「家庭だんらんの日」の周知 【評価：△】</b> 内閣府の提唱により、毎月第3日曜日を「家庭だんらんの日」と定め、この日を中心に家庭が「いこいの場」となり、教育の場として定着するよう広く周知する。</p> <p><b>11. 親学習への支援 【評価：○】</b> 家庭教育力の向上に向け、関係部局と連携を図りながら、親学習リーダー（※74）の地域での活動支援を行う。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
8	育児や子育て中の親を対象に、あそぼう広場（※75）を7回、ママのためのハッピー講座（※76）を4回、ママカフェ（※77）を6回開催するとともに、絵本の読み聞かせや親子体操を実施するなど、子どもの成長段階に応じた学習や交流の場を提供し、その支援に努めた。
9	京阪守口市駅前において、青少年問題協議会と各種団体が連携し街頭啓発活動を実施した。また、各校区では青少年育成指導員会が中心になり街頭啓発活動を行った。
11	守口親まなびの会（※78）へ活動場所及び、大阪府からの研修情報等の提供を行い、活動支援に努めた。
△の根拠について	
10	会議等での啓発には取り組んでいるが、広い範囲への周知はまだ不十分であった。

## 今後の方向性

- 一定連携は図れているが、さらに諸機関との情報交換等の連携を深める。
- 「家庭だんらんの日」を認識してもらえるよう、周知方法等検討する。
- 守口親まなびの会への活動場所の提供、情報提供等の活動支援を行い、家庭教育力の向上に繋がるよう親学習の推進に努める。

## 図表及び注釈

※73「少年サポートセンター」：大阪府、大阪府警察本部及び大阪府教育委員会の三者が、連携して非行防止活動のキーステーションとして、非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行っている。

※74「親学習リーダー」：地域社会の人と人のつながりが薄れ、少子化がすすむ中、育児放棄や子どもへの虐待等危機的な状況が生じてきている。親と子の関わりや子育てについて大人たちが積極的に学び合う必要性から、地域社会で親学習活動の進行役（リーダー）となる人材の養成が急務とされ、大阪府が平成16～18年度の3年間に養成講座を実施し、約400名の方が修了した。

※75「あそぼう広場」：スタンプ遊びや絵かき歌などの遊びを通して、親子のコミュニケーションやスキップを図る集まり。

※76「ママのためのハッピー講座」：子育て中の母親を対象として、乳幼児の体調管理や発達などを学び、語り合う集まり。

※77「ママカフェ」：子育ての悩みなど、子育て中の親の思いを語り合う集まり。参加者の悩みや課題に応じて、保育士等のゲストスピーカーを招聘している。

※78「守口親まなびの会」：大阪府教育委員会の「親学習リーダー養成講座」を修了した守口市在住のメンバーで構成。現在5名。市内の子育てサークルやPTAなどを対象に「親まなびワークショップ」の進行役を担当している。平成25年度の「親まなびワークショップ」については、7月～翌年3月まで、計15回実施し、主な活動場所は、市内中学校、教育文化会館等。

重点項目 3	担当課
3. 地域社会における人権教育の推進	生涯学習課 中央公民館
推進事項及び評価	
<p><b>12. 人権意識の高揚</b> 【評価：○】 中学校校区連携推進協議会やP T A等の協力を得て、学校、家庭、地域の連携のもとに、人権意識の高揚を図る。</p> <p><b>13. 人権教育の推進</b> 【評価：○】 社会教育のすべての領域で、「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、人権及び人権問題に関する啓発、学習機会の提供等、人権教育を推進する。</p> <p><b>14. 成人基礎学習講座</b> 【評価：○】 日本語の読み書きや計算等、基礎的な知識を深めるために、生涯にわたって学び続けることを望む人たちへ学習機会の提供を行うとともに他市等との交流会の参加に努める。</p> <p><b>15. 指導者の育成</b> 【評価：△】 地域社会における人権教育推進のため、人権問題に対応できる指導者の養成を図る。</p>	
評価の根拠	
○の根拠について	
12	市PTA協議会の、人権啓発委員会が中心となり、人権講演会(※79)「子どもたちの居場所ーあなたならどうするー」を開催し、人権意識の高揚を図った。
13	生涯学習情報センターで、e セミナー(※80)の開催や、公民館で男女共同参画に関する人権講座を開催することで、学習機会を提供することができた。
14	週4日「成人基礎学習講座(※81)」を実施し、学習機会の提供を行った。また、年1回開催される北河内識字日本語交流会にも参加し、他市の識字教室との交流を深めた。
△の根拠について	
15	市PTA協議会で、地域等の指導者となりうるPTAの方々を対象に、人権講演会を開催した。また、公民館を使用して、男女共同参画事業等を市民参画で企画・運営するなどの取組みを展開したが、指導者の養成には至っていない。



## 今後の方向性

- 生涯学習情報センター・公民館等で、講座・講演会・セミナーの回数を増加するなど、人権問題への関心と理解をさらに深められるよう人権教育の推進に努める。
- 今後も成人基礎学習の実施を行い、読み書きや計算等の基礎学習の場を提供し、より多くの市民の生涯学習活動支援に努める。
- 守口市PTA協議会が実施している人権セミナー等に協力し、地域単位での指導者の育成を支援する。

## 図表及び注釈

### 12. 人権意識の高揚についての参考図表

人権講座	開催数(回)	参加者数(人)
平成25年度	1	54
平成24年度	1	128
平成23年度	2	110

### 13. eセミナー参加者数

平成25年度 もりぐちeセミナー 会場:生涯学習情報センター  
～女と男のエンパワーメント講座～ 輝く私になるために

eセミナー	参加者数(人)
平成25年度	150
平成24年度	98
平成23年度	90

日 時	テ ー マ
10月11日(金) 14:00～15:30	ストレスを吹き飛ばせ！～こころをリフレッシュさせるさまざまな方法～
10月18日(金) 〃	ワーク・ライフ・バランス
11月1日(金) 〃	旅のエッセンスで素敵な暮らしに
11月8日(金) 〃	人生を悔いなく生きるためのエンディングノート講座
11月15日(金) 〃	浪曲その楽しさに触れる

※79「人権講演会」：平成25年度については、平成26年1月25日(土)午後2時から、教育文化会館5階ホールにおいて、大阪府教育センター指導主事 秋田 大介氏をお招きし、「子どもたちの居場所—あなたならどうする—」と題して開催。

※80「eセミナー」：eはequality(平等)・empowerment(能力強化)・even(対等)の頭文字。守口市・ムーブ21・大阪国際大学が共催で開催する男女共同参画講座。

※81「成人基礎学習講座」：守口市では、「あけぼの教室」の名称で、週3日(火～木)、午後5時～同7時、教育文化会館で実施。教師2名。

## 《社会教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

◇学校を核とし、学校教育との連携のもと進められてきた教育コミュニティづくりの取り組みは、今後もさらに充実させていくべきである。

◇青少年関係団体の指導者不足や高齢化が問題とされているが、団体指導者の高齢化は、本当に「問題」なのか。若い世代への働きかけとともに、一定、時間的な余裕もあり経験も豊富な「団塊の世代」の活躍を期待することはできないのだろうか。

◇社会的・精神的な困難を抱えている家庭が多いと思われる中で、子育てや家庭教育に関する各種講座やイベント等に参加できていない親子に対するアプローチを、福祉分野と連携を取りながらすすめていく必要がある。

◇既に一部の市町村で「成人基礎教育講座」が実施されているが、学校教育を十分に受けることができずに学齢期を過ぎてしまった若年者が増えつつある現在、このような講座の存在はますます重要になってきているので、さらに取り組みが拡大されるべきである。

<p>社会教育 基本方針 2</p>	<p>生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通した、生きがいのある地域社会の現実～</p>
<p>方針目標</p>	<p>少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。</p>
<p>重点項目</p>	<p>4. 生涯学習の推進 ..... 72</p> <p>5. 文化・芸術の振興 ..... 76</p> <p>6. スポーツ・レクリエーション活動の推進 ..... 78</p>



各種講座(人形劇)

重点項目 4	担当課
4. 生涯学習の推進	生涯学習課 公民館
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>16. ライフステージに応じた講座・教室の開催</b> 【評価：○】 生涯学習情報センター・公民館等の社会教育関係施設において、人生の各段階に応じて、市民のニーズにあった多様な学習機会を提供する。</p> <p><b>17. 大学との連携</b> 【評価：○】 市民の生涯学習に対するニーズは、時代の変化とともに多様化・高度化していることから、大学との連携を図り、学習機会を提供する。</p> <p><b>18. 学習情報の提供</b> 【評価：△】 市民の生涯学習に対するニーズに応じた情報提供ができるよう、生涯学習情報センターと公民館等のネットワークを活用するなどし、学習情報の収集・提供機能を充実する。</p> <p><b>19. 生涯学習活動の支援</b> 【評価：○】 市民の自発的な生涯学習活動に対して、生涯学習援助基金助成金制度（※82）により支援を行う。</p> <p><b>20. ボランティア・指導者の育成</b> 【評価：○】 生涯学習情報センターや公民館等で活動するボランティア・指導者の養成と自主サークルを育成する。</p> <p><b>21. 地域活動への支援</b> 【評価：○】 地域の学習ニーズに沿った講座などを企画・実施する公民館活動推進委員会（※83）への支援を図る。</p> <p><b>22. 読書活動の推進</b> 【評価：○】 守口市子ども読書活動推進計画に基づき、引き続き市民の読書活動を推進するとともに、図書館機能を有する読書活動推進の拠点施設として、生涯学習情報センターや文化センター等の蔵書の充実やレファレンスサービス（※84）に努める。</p> <p><b>23. 施設的环境整備</b> 【評価：○】 施設の老朽化が進んでいるため、社会教育関係施設の更新の基本方針に基づき、施設的环境整備に努める。</p>	

## 評価の根拠

### ○の根拠について

- |    |   |
|----|---|
| 16 | 生涯学習情報センターでは、生涯学習推進事業として「おはなし会」等を実施し、文化センターでは、文化教室事業として「箏曲教室」の開催等、幅広い講座や教室を開催し、市民の多様化する学習ニーズに対応できた。               |
| 17 | 大学と連携した市民向けの講座(もりぐち e セミナー)を開催し、学習機会の提供に努めた。  |
| 19 | 団体や市民の活動の推進に対する助成を目的に、「生涯学習援助基金活動助成制度」を実施している。平成 25 年度は、6 件の申請があり、5 件に交付した。                                       |
| 20 | 生涯学習情報センターでは、絵本の読み聞かせ・音訳・手話・図書館サポーターの養成講座を実施した。また、公民館では絵本の読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、養成したボランティアの活躍できる場として、幼稚園や保育所に派遣した。 |
| 21 | 地域住民で構成され、地域のニーズにあった親しみやすい講座を企画・実施している活動推進委員会へ協力・助言をするなど、地域住民の活動への支援に努めた。   |
| 22 | 小・中学生を対象とした「読書感想文発表会」は、平成 25 年度で 4 回目となった。また、保育所、児童クラブ等で「おはなし会」を開催した。生涯学習情報センターでは図書館サポーターを配置する等レファレンスサービスの充実に努めた。 |
| 23 | 生涯学習情報センターに授乳室設置工事を実施し、文化センターについては、インターカム(※85)設備補修工事等を実施し、施設の環境整備に努めた。また、社会教育関係施設更新の基本方針に基づき、施設整備を行った。            |

### △の根拠について

- |    |   |
|----|---|
| 18 | 生涯学習情報センターが中心となり、文化センターや各公民館とのネットワーク化により、図書情報や生涯学習情報(指導者・サークル)などの提供に努めることができたが、市民が直接、図書などの情報を検索出来るシステムの導入には、至っていない。 |
|----|---|

## 今後の方向性

- 生涯学習情報センター・文化センター等の社会教育施設において、人生の各段階に応じた幅広い講座・教室等を開催することで学習機会の提供を行い、市民の多様なニーズに応えられるよう努める。
- 大学・企業・市民団体・NPO等の多様な団体との連携を通して、さまざまな市民向けの講座等を開催し、市民の生涯学習活動の支援に努める。
- 生涯学習情報センター・文化センター・各公民館のネットワークを活用し、さらなる生涯学習情報や図書情報等、学習情報の提供に努める。
- 「生涯学習援助基金活動助成制度」をより広く市民への広報に努め、生涯学習活動の支援を行う。
- 今後も生涯学習情報センター・公民館等において各種ボランティア・サポーターの養成講座を実施し、その後の活躍できる場所の提供など、ボランティアや指導者の育成・支援に努める。
- 本市の子ども読書推進計画に基づき、保育所・児童センター・児童クラブ等で年間20回程度の「おはなし会」を実施する。また、生涯学習情報センターでは図書館サポーターを配置する等レファレンスサービスの充実に努め、さらなる市民サービスの充実と子ども読書活動の推進に努める。
- 老朽化が進んでいる社会教育施設（生涯学習情報センター・文化センター）については、外壁改修・補修工事を実施し、市民がより利用しやすい施設への更新及び整備に努める。



各種講座(衣食住講座)

## 図表及び注釈

### 16. ライフステージに応じた講座・教室の開催についての参考図表

公民館主催 講座	講座数 (講座)	参加人数 (人)	活動推進委員会 企画講座	講座数 (講座)	参加人数 (人)
平成 25 年度	134	3,602	平成 25 年度	146	4,264
平成 24 年度	112	3,969	平成 24 年度	144	4,081
平成 23 年度	124	3,883	平成 23 年度	140	4,041

・公民館主催講座

絵本の読み聞かせ実践講座・環境講座・ママのためのハッピー講座など

・活動推進委員会企画講座

夏休みおやこ工作教室・子育て講座・そば打ち体験教室など

### 19. 生涯学習活動の支援についての参考図表

生涯学習援助基金活動助成事業制度	交付申請件数	交付件数	交付額
平成 25 年度	6 件	5 件	389,340 円
平成 24 年度	4 件	4 件	310,760 円
平成 23 年度	4 件	4 件	360,000 円

平成 25 年度 交付団体名及び名称	交付額	用途
Mamas' Wind Orchestra Largo 「Largo 第 6 周年記念コンサート」	85,476 円	会場費、消耗品費
MOA 美術館守口児童作品展実行委員会 「MOA 美術館守口児童作品展 2013」	80,000 円	会場費
親学びの会 ホッとスマイル 「親学びワークショップ」	101,444 円	事業費
大阪守口熱渡宝夢 「第 3 回守口ぱわーあっぷよさこい」	22,420 円	会場費、音響使用料
守口門真歴史街道推進協議会 「守口宿歴史文化マップ作成及び文化講演会」	100,000 円	事業費

※82「生涯学習援助基金助成金制度」：事業の実施により、他の団体や市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の推進が期待できる事業や活動に対して助成金を交付する制度。

※83「公民館活動推進委員会」：地域の方が住民の要望に即した講座等を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進を図り、地域及び公民館の活性化に寄与する目的で設立。

※84「レファレンスサービス」：図書関連施設利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求められた際に、図書職員が情報そのものあるいは、そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける。

※85「インターカム」：放送局やホールでのプログラムの進行を遅滞なく、円滑に行うために使用する通信装置。送受話器を手を持つことなく通話を行うことができる。

重点項目 5	担当課
5. 文化・芸術の振興	生涯学習課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>24. 文化・芸術活動の機会の提供</b> 【評価：○】</p> <p>文化・芸術活動の情報提供の充実を図るとともに、守口文化センター、生涯学習情報センター等を活用し、今後も引き続き、優れた文化・芸術に触れる機会と場を提供し、市民の文化・芸術の振興に努める。</p> <p><b>25. 文化・芸術活動の推進</b> 【評価：○】</p> <p>市民の自主的な文化団体、グループの活動に対する事業支援を行うとともに、市内の文化・芸術団体等と連携・協働しながら市美術展覧会等の事業を展開していく。</p> <p><b>26. 文化財の保存と活用</b> 【評価：○】</p> <p>市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」をはじめ、市内の歴史的資料については、関係機関に働きかけ文化財としての価値を高める方策等に努める。また、文化財の魅力や情報を市内外に発信するため、文化財マップやぶらり歩きマップを活用し、より一層の情報発信に努める。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
24	守口文化センターでは、鑑賞事業の顔となっている、「もりぐち寄席」の開催や、「エナジー名作キネマ劇場」、バレエエクササイズ等の文化教室の開催や、生涯学習情報センターでは、年間を通して利用者に無料で発表の場を提供する「土曜ステージ」や「エントランス市民作品展」の開催等の文化・芸術活動のイベントを実施。又、新規事業として開催したJAZZ講談、クラシックセレクションは参加率も高かった。また、「情 show 気流(※86)」やホームページなどで、情報提供を行った。
25	市総合美術協会との共催で「市美術展覧会」、市文化協会の協力で「市民文化祭」を開催した他、市民の自主的な文化・芸術活動を奨励するため、後援名義を通して、文化・芸術団体の支援に努めた。
26	引き続き、文化財や歴史に関する講座や展示を開催し、市民への文化財愛護意識を高めつつ、さらなる文化財の価値を高めることに努めた。また、文化財を収蔵する施設等の確保が必要である。



## 今後の方向性

- 守口市文化振興事業団の自主事業の中で、文化振興及び生涯学習に供する各種さまざまな事業を行い、情報発信・情報提供に努める。
- 市美術展覧会については、第 60 回記念を視野に入れ、展覧会の見直し等を行う。また「市民文化祭」の開催については、守口市文化協会と協力をしながら文化・芸術活動の推進に努める。
- 国の「登録有形文化財制度」等の活用も視野に入れ、調査や情報収集をはかりつつ、さらなる文化財の保存と活用に努める。

## 図表及び注釈

### 25. 文化・芸術活動の推進についての参考図表

市美術展覧会	出品数 (点)	入選数 (点)	入場者数 (人)	会場
平成 25 年度	377	242	1, 219	生涯学習情報センター
平成 24 年度	399	229	1, 136	〃
平成 23 年度	415	228	2, 050	〃

※平成 24 年度から入場者数の正確な把握のため、集計方法を延人数から実数に変更。

実質の入場者数は、毎年度同規模である。

市民文化祭	出演団体 (団体)	展示団体 (団体)	入場者数 (人)	会場
平成 25 年度	6	7	350	生涯学習情報センター
平成 24 年度	9	7	450	〃
平成 23 年度	16	6	1, 500	文化センター

※平成 23 年度については、第 50 回記念で、会場を守口市駅前の文化センターで開催。

事業団文化事業 参加人数等	文化事業		土曜ステージ		プラネタリウム関係	
	事業数	参加者数 (人)	開催数	参加者数 (人)	事業数	参加者数 (人)
平成 25 年度	28	5, 395	48	2, 871	3	2, 492
平成 24 年度	24	4, 108	48	2, 979	4	2, 987
平成 23 年度	40	6, 219	48	3, 077	3	3, 052

※86「情 show 気流」: 公益財団法人守口市文化振興事業団が 3 ヶ月ごとに発行している情報誌。生涯学習情報センター、文化センターの催し物情報や図書室だより、近隣市の催し情報が掲載されている。

重点項目 6	担当課
6. スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・青少年課
<b>推進事項及び評価</b>	
<p><b>27. 体育施設の有効活用</b> 【評価：○】</p> <p>スポーツ・レクリエーション活動の場として、地区体育館や学校体育施設並びに企業内体育施設を効率的に活用する。</p>	
<p><b>28. ニュースポーツの推進</b> 【評価：○】</p> <p>だれでもが気軽にできるニュースポーツ（※87）を普及するため、地域においてニュースポーツ講習会を実施するとともに、指導者養成講座を開催する。</p>	
<p><b>29. 高齢者・障がい者（児）が参加できる機会の提供</b> 【評価：○】</p> <p>日頃、スポーツ・レクリエーション活動の機会が少ない高齢者や障がい者（児）に対し、スポーツ大会への参加機会を提供するなど、環境づくりに努める。</p>	
<p><b>30. 団体支援の育成</b> 【評価：○】</p> <p>多様化する市民ニーズに応えるため、指導者の技術や知識の向上を図る研修会などを開催する団体等への支援を行い、資質の向上を図る。</p>	
<p><b>31. 総合型地域スポーツクラブ（※88）の活動支援</b> 【評価：△】</p> <p>市民の主体的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の円滑な活動を支援していく。</p>	
<b>評価の根拠</b>	
○の根拠について	
27	体育施設の活用については、小学校・中学校（梶・錦中学校の夜間）の体育施設や、府立高校および企業内体育施設（パナソニック）の開放事業を実施し、効率的な活用を図ることができた。
28	地区体育館でのニュースポーツ講習会や市民体育館でのスポーツレクリエーションフェスティバルの開催や、ニュースポーツ用具の貸し出しなど、ニュースポーツを更に普及するとともに、指導者を育成するための講習会を実施した。
29	高齢者向けのグランドゴルフやペタンク大会等の開催や、障がい者を対象としたふれあいゲーム大会の開催など、スポーツへの参加の機会を提供した。
30	スポーツ推進委員（※89）や生涯スポーツディレクター（※90）など、指導者を対象とした講習会を継続的に実施した。

△の根拠について

31 総合型地域スポーツクラブとして、地域住民による自主的・主体的な運営の確立までは至っていない。

今後の方向性

- 学校体育施設等の有効活用を図り、利用希望団体のニーズに応えられるよう努める。
- 市民の体力の向上及び健康の保持増進に資するため、さらにニュースポーツの普及・促進に努める。
- スポーツを通じた心のふれあいを目的に高齢者・障がい者（児）が参加できるスポーツ大会等の開催に努める。
- 指導者の確保と育成の支援を継続し、地域社会に根ざしたスポーツライフの形成に努める。
- 自主運営の確立を目指し、総合型地域スポーツクラブの活動を支援していく。

図表及び注釈

27. 体育施設の有効活用についての参考図表

施設開放事業 利用者数	小学校体育施設開放（日・祝）		中学校体育施設開放（夜間照明）		パナソニック本社八雲テニスコ ート（11月で開放終了）（人）
	運動場（人）	体育館（人）	梶中学校（人）	錦中学校（人）	
平成25年度	45,538	13,231	5,450	3,526	27,442
平成24年度	66,889	12,992	5,675	4,355	37,623
平成23年度	53,156	16,714	6,327	4,064	23,027

28. ニュースポーツの推進についての参考図表

ニュースポーツ講習会	ブロック	開催数（回）	参加者数（人）
平成25年度	東	5	143
	中	8	208
	南	6	137
平成24年度	東	4	115
	中	8	197
	南	6	156
平成23年度	東	3	100
	中	8	171
	南	6	163

（運動会のため東1回が中止）

スポーツレクリエーションフェスティバル	シャッフルボード大会		スリータッチボール大会		カローリング大会	
	チーム数	参加者数(人)	チーム数	参加者数(人)	チーム数	参加者数(人)
平成 25 年度	23	46	16	68	—	—
平成 24 年度	30	60	—	—	21	55
平成 23 年度	38	76	—	—	18	39

29. 高齢者・障がい者（児）が参加できる機会の提供についての参考図表

ジョイスports守口	ペタンク大会		グラウンドゴルフ大会	ふれあいゲーム大会(人)
	チーム数	参加者数(人)	参加者数(人)	
平成 25 年度	40	120	146	400
平成 24 年度	24	71	174	470
平成 23 年度	32	97	171	420

30. 団体支援の育成についての参考図表

指導者講習会	開催回数(回)	参加者数(人)
平成 25 年度	2	72
平成 24 年度	2	72
平成 23 年度	2	65

※87「ニュースポーツ」：レクリエーションスポーツとして、誰でも気軽にでき、人と人とのつながりを大切にした、ゲーム感覚で行うスポーツ。例：シャッフルボード、カローリング、ペタンク、スリータッチボール等

※88「総合型地域スポーツクラブ」：生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もがさまざまなスポーツに参加できるスポーツクラブ（守口小学校区を中心として実施）。

※89「スポーツ推進委員」：スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、その他のスポーツに関する指導・助言を行うために教育委員会が委嘱した者

※90「生涯スポーツディレクター」：レクリエーション協会公認の生涯スポーツを推進する指導者

## 《社会教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

◇趣味や教養等の個人的な学習だけでなく、現代的・社会的課題の学習や地域活動にかかわる学習の機会が提供されてきているが、今後もこのような取り組みは重要であり、推進されるべきである。

◇「総合型地域スポーツクラブ」の地域住民による自主的・主体的な運営が確立していないとのことであるが、一つの方策として、まずは本クラブにおける地域住民のリーダーを募り、そのリーダーへの支援や協働を推進するというのが第一歩ではないだろうか。

## 《点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言》

◇「推進事項」や「評価の根拠」については、項目別にわかりやすく記述されているが、その評価の根拠に関わる客観的なデータをもう少し詳しく提示すべきである（特に学校教育の分野）。

◇平成24年度から平成25年度にかけて、教育費（特に小・中学校費）がかなり増加し、校舎の耐震工事等に計上されているが、今後もより充実した教育環境の整備のために必要とされる予算を十分に確保していくことが求められる。

◇教育委員会の取組の全体像、特徴と重点が示されていることについて

点検評価を教育委員会が行い、学識経験者が意見するというこのシステムも7年目となる。各事業について重点項目を定めて、それについて点検評価をおこなうという様式が統一されており、毎年改善を重ねてきた結果、随分わかりやすくなっている。

「めざす守口の教育」として全体像を示すことによって、それぞれの評価項目が全体のどの部分にあたるかが明確になった。また、取組の概要と特徴、予算・決算についてもわかりやすく整理されていることは評価できる。

基本方針、重点項目のもとに推進事項を設定し、事項ごとの目標と評価を明示している。特に、評価の根拠を客観的な事実や数値を含め具体的に記述していることは高く評価できる。難解な語句についての注釈、参考となる図表を整理したこと、できる限り見開きにするなどわかりやすく伝えるよう努力していることは評価できる。

◇点検・評価項目の絞りこみについて

評価項目について、重点項目でメリハリをつけようと考えていたと思うが、推進事項の111項目をさらにしぼりこみ、新たに項立てを整理したほうが良いのではないかという点で改善の余地がある。

◇評価の在り方について

評価結果について、根拠を示して評価をするのはすばらしい。評価の基準については4段階であるが、根拠が明確なものであるかどうか、明確な基準に基づいて評価されているのかについては、なお改善の余地がある。

◇点検・評価の目的について

この報告書の目的は、一つは、教育委員会が自ら教育委員会事務についてふり返しを行い点検・評価することにより、改善の余地を探ることであり、今ひとつは、守口の教育行政の現状と課題を市民に分かりやすく伝えることである。

市民への発信ツールとしての役割をふまえ、伝えるべき情報や数値データを精査し、その目的にふさわしい記載となるようなお改善すべきである。

◇新しい教育委員会制度について

法律の改正に伴い教育委員会制度が変わるが、新制度の下での点検・評価報告書について検討していく必要がある。

